

資料2

ひきこもり支援に関する各府省の取組について

目次

1. 内閣官房	・・・ p.3
2. 厚生労働省	・・・ p.9
3. 内閣府	・・・ p.37
4. 消費者庁	・・・ p.43
5. 文部科学省	・・・ p.45
6. 農林水産省	・・・ p.55
7. 経済産業省	・・・ p.63

内閣官房孤独・孤立対策担当室 提出資料


令和3年6月29日

孤独・孤立対策のこれまでの取組と今後の対応について

1. 孤独・孤立対策の重要性

- ・社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナにより人との接触機会が減り、それが長期化することで、孤独・孤立の問題が一層顕在化。
- ・これまでも各省庁が様々な支援を行っているが、孤独・孤立対策担当室が一種の司令塔となり、政府一体となって取り組むことで、より一層的確に必要とする方々に支援を届けていく。

2. これまでの取組の経緯



	2月12日	総理より坂本大臣に「孤独・孤立対策担当」の指示
室の設置	2月19日	孤独・孤立対策担当室の立上げ ※専従6人（内閣府、文部科学省、厚生労働省）、兼務を含めて全体で31人
	2月25日	「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム」開催
	3月12日	第1回孤独・孤立対策に関する連絡調整会議の開催 ※全省庁の副大臣が構成員。各副大臣への施策検討の指示等
緊急支援策の策定	3月16日	新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議 ※孤独・孤立対策に取り組むNPO等への約60億円の緊急支援策（①生活支援等・自殺防止対策、②フードバンク支援・子ども食堂等への食材提供、③子供の居場所づくり、④女性に寄り添った相談、⑤住まいの支援）の公表
	3月23日	女性の相談支援、子供の居場所づくり事業（予算28.5億円）を活用した「生理の貧困」への対応の公表
NPO等への周知	4月 2日	緊急支援策のパンフレット「孤独・孤立対策に取り組むNPO等への皆様へ」を公表
支援施策の整理・強化・充実	4月23日	第2回孤独・孤立対策に関する連絡調整会議の開催 ※様々なライフステージに応じた「孤独・孤立対策」の整理等、制度の狭間に落ちているところがないか、施策をさらに充実・強化すべきところがないか検討を指示
	5月31日	第3回孤独・孤立対策に関する連絡調整会議の開催 ※全国調査（素案）を含む実態調査の今後の取組の報告等 ※ひきこもり支援について連絡調整会議の議題とし、厚生労働省を中心に関係省庁による検討を指示等
	6月18日	「経済財政運営と改革の基本方針2021」（閣議決定） ※孤独・孤立対策の基本的な方向性を盛り込む

3. 今後の対応

- ・各省庁が行っている支援施策の今後の対応について整理し、年内に重点計画を取りまとめ
- ・与党の議論など様々な御意見、御議論を踏まえながら、孤独・孤立に悩んでいる方々に寄り添う施策を関係省庁と連携して総合的に推進

孤独・孤立対策に関する連絡調整会議

社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について、政府全体として総合的かつ効果的な対策を検討・推進するため、孤独・孤立対策に関する連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を開催する。

議長 孤独・孤立対策担当大臣
構成員 全省庁の副大臣等

第1回（令和3年3月12日）

- 官房長官の出席の下、孤独・孤立対策担当大臣を議長として初開催
- 政府の孤独・孤立対策に関するこれまでの経緯説明
- 3つのタスクフォースの設置表明
- 各府省庁から、孤独・孤立に関する施策等についての資料提出及び内容説明

第2回（令和3年4月23日）

- (1) 様々なライフステージに応じた「孤独・孤立対策」の整理について
- (2) 3つのタスクフォースの状況について
- (3) 国の災害用備蓄食品の有効活用について

第3回（令和3年5月31日）

- (1) 孤独・孤立の実態把握のための今後の取組について
- (2) 孤独・孤立対策のホームページ改編について
- (3) 孤独・孤立対策に関する有識者からの指摘等について
- (4) ヤングケアラーの支援について
- (5) 国の災害用備蓄食品の有効活用について
- (6) ひきこもり支援について

様々なライフステージに応じた「孤独・孤立対策」に関する支援施策



出生



児童生徒・学生



就職



妊娠・出産・子育て



退職・高齢

＜児童虐待・子供の貧困等＞

- ①児童相談所・社会的養護
- ②ひとり親世帯の困窮（子どもの生活・学習支援事業、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業）
- ③子ども食堂・子ども宅食・学習支援等による居場所づくりや見守り強化に対する補助
- ④子ども食堂やフードバンク等の食材提供に係る補助
- ⑤国が保有する災害用備蓄食品のフードバンク団体等を通じた子ども食堂等への提供
- ⑥フードドライブの推進による、子ども食堂やフードバンクの食材提供に係る支援

＜児童生徒の悩み・困難（いじめ・不登校等）＞

- ①スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実や関係機関との連携の促進
- ②24時間子供SOSダイヤル
- ③「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育の推進
- ④SNS等を活用した相談事業
- ⑤不登校児童生徒に対する支援
- ⑥子どもの人権SOSミニレター

＜新入生を含む学生・労働者等＞

- ①学生の学修継続のための支援（相談窓口・経済的な支援・メンタルヘルスケアなど）
- ②テレワークガイドラインの周知・啓発
- ③就職氷河期世代支援
- ④難聴者のための補聴器等に関する支援
- ⑤職場におけるメンタルヘルス対策

＜妊娠・出産・子育て＞

- ①若年妊婦等への支援、産後うつへの予防、ワンオペ育児の予防・防止

＜ひとり暮らし・フレイル・介護＞

- ①感染防止と両立する地域全体のつながり推進
- ②高齢者の通いの場の継続・再開
- ③地域支援事業における包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
- ④熱中症対策
- ⑤難聴高齢者の調査
- ⑥難聴者のための補聴器等に関する支援（再掲）

＜子供・若者の育成支援＞ ①子供・若者育成支援体制の整備 ②子供・若者育成支援人材の養成 ③ヤングケアラー対策

＜自殺防止（SNS相談・電話相談）・メンタルヘルス対策＞ ①支援情報検索サイトの活用 ②自殺防止対策に係る相談支援の体制強化 ③NPO法人等が行うSNS等を通じた相談の強化 ④自殺防止に関する検索連動相談窓口案内の強化

＜生活困窮（アウトリーチ支援・住まいの支援等）・生活保護＞ ①自立相談支援等における包括的な支援 ②ケースワーカーによる訪問等 ③住まいの支援（公的賃貸住宅、居住支援法人） ④生活保護世帯を含む生活困窮者等の住まい対策の推進 ⑤生活保護世帯を含む生活困窮者への就労等を見据えた自立支援を行う仕組みの推進 ⑥生活困窮者等に対する支援に関する活動を行うNPO法人等への助成 ⑦フードバンクの食材提供に係る補助（再掲） ⑧国が保有する災害用備蓄食品のフードバンク団体等への提供（再掲）

＜ひきこもり（居場所づくり・アウトリーチ支援）＞ ①ひきこもり状態にある者や家族等への相談支援 ②居場所づくり等、状況に寄り添った支援 ③農福連携の推進 ④関係団体等と連携した国立公園の情報発信・来訪促進による心身の健康増進

＜女性・女の子（様々な困難・不安を抱える女性・女の子への支援）＞

- ①困難や不安を抱える女性に寄り添った相談支援等
- ②DV被害者等支援
- ③性犯罪・性暴力被害者支援
- ④いわゆる「生理の貧困」
- ⑤女性の人権ホットライン

＜被災者支援＞

- ①コミュニティ形成支援事業
- ②被災者見守り・相談支援事業
- ③「心の復興」事業

＜犯罪被害者支援＞

- ①性犯罪被害相談電話の運用
- ②民間支援団体と連携した犯罪被害者支援
- ③犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実

＜再犯防止等＞ ①地方公共団体における再犯防止の取組の推進 ②悩みを抱える保護者や本人等が社会から孤立しないよう心理的援助 ③刑務所出所者等の就労・住居の確保 ④刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施 ⑤矯正施設退所者等に対する地域生活定着支援 ⑥保護観察所における薬物依存対策 ⑦保護司等民間ボランティアによる支援 ⑧医療観察対象者の社会的孤立による再他害行為等を防ぐ支援の実施

＜消費者被害防止＞

- ①消費者被害の未然防止等のための見守り、啓発活動・相談体制の強化
- ②消費者被害の防止及び回復

＜外国人・在外邦人に対する支援＞

- ①②相談支援事業
- ③在外邦人に対するきめ細かい支援、困窮在外邦人等対策

1 関連統計調査等の整理・公表

○各府省が実施している孤独・孤立の実態把握に関連する統計調査等について、「調査対象」、「孤独・孤立に関する主要調査項目」、「調査結果の所在（URL）」等の情報を整理・公表（現在71種類・今後随時更新）

3 関連統計調査等における対応

○各府省の統計調査等について、全国調査をベンチマークとした把握・分析ができるよう、必要に応じ調査項目等を見直し

○各府省の統計調査等において、「単身者（単身世帯）」等に着目した特別集計の実施等により、孤独・孤立の把握・分析を強化

← 対応可能なものは今年度から実施し、それ以外のは今後の調査設計などのタイミングに合わせ、順次実施

2 全国調査の実施

○孤独・孤立の全体像の概括的把握のための全国調査を本年度中に実施
※一般統計調査として総務大臣から承認を得る予定。

全国調査（素案）

※有識者等で構成する研究会を設けて確定

- ①調査対象：全国・全世代の個人を対象（対象年齢の下限につき要検討）
- ②調査方法：統計的な手法で抽出した個人に調査票を郵送（2万人程度）
→ 郵送又はWEBフォームにより回答
- ③調査事項：
[孤独に関する事項] 孤独感（英国の取組、UCLA尺度等を参考）、孤独を感じるようになった出来事・契機、対処方法（家族等に相談したか等）等
[孤立に関する事項] 社会的交流（家族・友人等との接触状況等）、社会的サポート（他人からの／他人への支援状況）、社会参加（活動への参加状況）等
[その他関連項目] 心身や生活面の不調・悩みの有無、支援策の認知度・支援策の利用意向、情報通信機器・SNS等の利用状況 等
[属性情報] 年齢、性別、配偶者の有無（離死別を含む）、家族構成（同居人の有無等）、教育・就業状態、居住形態（住居の建て方、持ち家が否か等）、世帯の年間収入 等
- ④調査期間：令和3年12月～令和4年1月（予定） ※結果公表（3月）

○上記のほか、現に孤独・孤立の状態に陥っている人々に対し、支援を実施しているNPO等を通じてアンケート等を実施

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

（4）セーフティネット強化、孤独・孤立対策等

（孤独・孤立対策）

孤独・孤立対策については、電話・SNS相談の24時間対応の推進や人材育成等の支援、居場所の確保、アウトリーチ型支援体制の構築、支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信、いわゆる「社会的処方」の活用、支援を求める声を上げやすい社会の構築、孤独・孤立の実態把握の全国調査とPDCAの取組を推進する。これらを含め、関連する分野・施策との連携に留意しつつ、孤独・孤立対策の重点計画を年内に取りまとめ、安定的・継続的に支援する。特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援や政策立案に当たってのNPO等との対話を推進する。また、ひきこもり支援について、現状の支援施策を再点検した上で、当事者や家族の視点に立って、ひきこもりに至った要因と将来も考慮した息の長い支援の実施、良質な支援者の育成と支援手法の開発等の取組を推進する。こうした官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、各種相談支援機関、NPO等の連携の基盤となるプラットフォームの形成を支援し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりや社会全体の気運醸成を図りつつ、官民一体で取組を推進する。

ひきこもり支援等について

令和3年6月29日

厚生労働省 社会・援護局
人材開発統括官

1 ひきこもり支援施策 p.10

2 地域若者サポートステーション p.19

3 地域共生社会の実現に向けて p.22

4 参考資料 p.25

I 「ひきこもり」の定義

- 様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしてもよい）

* 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年5月）
（厚生労働科学研究でとりまとめ、主任研究者：齋藤万比古氏 国立国際医療研究センター国府台病院）

II 厚生労働大臣メッセージ（令和元年6月26日）

「ひきこもりの状態にある方やそのご家族への支援に向けて」 ～ 抜粋 ～

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることに思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援が必要です。

誰にとっても、安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会があることが、生きていくための基盤になります。ひきこもりの状態にある方やそのご家族にとっても、そうした場所や機会を得て、積み重ねることが、社会とのつながりを回復する道になります。

また、ひきこもりの状態にある方を含む、生きづらさを抱えている方々をしっかりと受けとめる社会をつくっていかねばならないという決意を新たにしました。まずは、より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるために、ひきこもりの状態にある方やそのご家族の声も聞きながら施策を進めていきます。そして、より質の高い支援ができる人材も増やしていきます。

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、悩みや苦しみを抱え込む前に、生活困窮者支援の相談窓口やひきこもり地域支援センター、また、ひきこもり状態にある方が集う団体や家族会の扉をぜひ叩いて下さい。

国民の皆様におかれましては、あらゆる方々が孤立することなく、役割をもちながら、ともに暮らすことができる、真に力強い「地域共生社会」の実現に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。

ひきこもり支援施策の全体像

市町村域

生活困窮者自立支援制度（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業（必須）

- 相談内容に応じた支援（プラン作成）と適切な関係機関へのつなぎ
- 本人の状況に応じた包括的・継続的な支援
- アウトリーチ支援員の配置

つなぎ

就労準備支援事業（任意）

- 就労準備支援プログラムの作成
- 日常生活自立・社会生活自立・就労自立における支援
- 就労準備支援担当者によるひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等の実施

ひきこもり支援に特化した事業（市町村の任意実施）

ひきこもりサポート事業

社会参加に向けた支援（任意選択で実施）

- 相談窓口、支援機関の情報発信
- 居場所づくり
- 実態やニーズの把握
- 講習会・家族会等の開催
- ネットワークづくり
- ひきこもりサポーターの派遣
- ※ひきこもりサポーターの派遣は都道府県も実施可

ひきこもり当事者（ピアサポーター）等によるSNS・電話等による支援

SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施やカウンセリング相談など、リモートでのひきこもり当事者・経験者等による支援の実施

アウトリーチ

来所・電話相談

自立相談支援機関

市町村プラットフォーム

○多職種チームによる
○専門的助言
○市町村プラットフォーム
設置・運営の支援



チームによる支援

来所・電話相談

サポステ

家族会・当事者会

ハローワーク

社会福祉法人

NPO法人

企業、商店

※その他の連携先：社会福祉協議会、民生委員、保健センター等

都道府県（指定都市）域

ひきこもり地域支援センター



ひきこもり支援コーディネーター
多職種チーム

ひきこもり地域支援センター

- ひきこもりに特化した相談窓口
- ひきこもり支援コーディネーターによる相談支援
- 関係機関により構成される連絡協議会の設置
- ひきこもりに関する普及啓発、支援情報の発信
- 市町村単位のひきこもり支援関係機関の取組支援
- 法律、医療、心理、就労等の専門職からなる多職種チームの設置

ひきこもり地域支援センター

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

- ひきこもり当事者（ピアサポーター）等を含む「ひきこもりサポーター」を養成するための研修
- 市町村等のひきこもり支援を担当する職員を対象とした養成研修

国

普及啓発と情報発信

- ひきこもりに関するシンポジウムの開催
- ひきこもり支援に関する情報をまとめたポータルサイトの構築 など

ひきこもり地域支援センター設置運営事業（平成21年度～）

令和3年度予算額：
ひきこもり支援推進事業 11.5億円の内数

ひきこもり地域支援センター

【実施主体】都道府県、指定都市（NPO等への事業委託可能、補助率1/2）
※全ての都道府県・指定都市（67自治体）で実施

- ひきこもりに特化した相談窓口（専門的な支援）
- ひきこもり支援コーディネーター（※）が、ひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な機関につなぐ（自立への支援）
※ 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士 等
- 関係機関との連携（包括的な支援体制の構築）
- ひきこもりに関する普及、啓発（情報発信）
- ひきこもり支援機関・市町村への後方支援（市町村での支援の充実・強化）
- 法律、医療、心理、就労等の専門職からなる多職種チームの設置（専門性の高い相談支援体制の構築）



民間団体

家族会
NPO法人
民間カウンセラー
企業

保健医療関係

医療機関
保健所
保健センター

関係機関との連携・
後方支援

福祉、行政関係

福祉事務所 市区町村窓口 地域包括支援センター
児童相談所 福祉施設 精神保健福祉センター
発達障害者支援センター 子ども・若者総合相談センター
自立相談支援機関

就労関係

地域若者サポートステーション
ハローワーク
障害者雇用促進関連施設

教育関係

学校 教育委員会

平成21年度から整備を開始
平成30年度に全ての都道府県・指定都市へ設置が完了

H29年度予算:400億円 H30年度予算:432億円
H31年度予算:438億円 R2年度予算:487億円

R3年度予算:550億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,371機関(令和3年4月時点) 国費3/4)

〈対個人〉
・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉
・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

・希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費10/10

◆都道府県による市町村支援事業

国費1/2

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

◇都道府県による企業開拓

国費10/10

・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のため居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 国費3/4

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
※就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化 (R2)(就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正))(事項) 国費2/3

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

農業分野等との連携強化事業
就労体験や訓練の場の情報収集・マッチングのモデル事業(国事業)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援
・地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化(事項) 国費2/3

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む) 国費1/2,2/3

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等 国費1/2

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

◇就労準備支援事業等の実施体制の整備促進(国費10/10) 等

I 事業の目的

- 地域におけるひきこもり支援の基盤を構築し、ひきこもり状態にある本人やその家族に対して、それぞれの状況に応じた社会参加に向けた支援を実施する。

II 事業の実施主体・補助率等

- (1) 実施主体 : 市区町村（社会福祉法人、NPO法人、家族会その他民間団体へ委託可）
※ ひきこもりサポーターの派遣は都道府県も実施可
- (2) 国庫補助率 : 1 / 2
- (3) 国庫補助基準額：市区町村の人口区分に応じて、5,000千円～11,000千円
※ 都道府県が実施する場合は、一律に5,000千円

実施自治体数(令和2年度)
123市区町村
6都道府県

III 事業内容

相談窓口、支援機関の情報発信

相談窓口や利用可能な支援機関の情報をHPや広報紙等の媒体を活用して、住民に分かりやすく発信する。

(自治体の取組例)

- ◆ホームページ・ブログでの情報発信
- ◆広報紙・パンフレット・チラシの配布
- ◆地元紙・ラジオでの情報発信



実態やニーズの把握

支援対象者の実態やニーズを把握する。

(自治体の取組例)

- ◆住民を対象としたアンケート調査の実施
- ◆支援者へのアンケート調査の実施
- ◆支援の利用者へのアンケートやヒアリングの実施



居場所づくり

ひきこもり状態にある者が、同様の状態にある者と安心して過ごすことができ、社会参加の第一歩となる居場所づくりを行う。

(自治体の取組例)

- ◆フリースペースの開設
- ◆イベント、グループワークの開催
- ◆ひきこもり女子会の開催



講習会・家族会等の開催

ひきこもり状態にある者や家族等に向けた講習会・講演会や、家族同士が交流できる家族会等を開催する。

(自治体の取組例)

- ◆家族の情報交換会、研修会の開催
- ◆専門家による講演会の開催
- ◆親子関係等の課題発見に向けたグループワークの実施



ひきこもりサポーターの派遣

ひきこもりサポーター（※）による訪問支援や居場所の運営等を実施する。

(※)ひきこもり経験者や家族等を含むひきこもり支援に関心がある者で、都道府県・市町村が実施する研修を受講した者。

(自治体の取組例)

- ◆サポーターによる訪問支援の実施
- ◆サポーターによるフリースペース運営の補助



ネットワークづくり

様々な主体と連携して、効果的な支援が実施できるよう、関係機関とのネットワークづくりを行う。

(自治体の取組例)

- ◆福祉・医療・教育・就労・大学・NPO等の関係者からなるネットワークの構築
- ◆当事者、家族、支援機関を対象としたシンポジウムの開催



I 主な支援対象

- ◆ **不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）**（約50万人程度）
- ◆ **長期にわたり無業の状態にある方**（約40万人程度）
- ◆ **社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方**（ひきこもりの方など）（推計は困難）

II 主な取組

➤ **地域ごとのプラットフォームの形成・活用**

- 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進
- **市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進**

- 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報
- 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業を以下のとおり展開

◆ **不安定な就労状態にある方**

- 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につなげる成果連動型事業
- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得支援を「出口一体型」で実施
- 短期資格等習得コースにおいて、働きながらでも受講しやすい土日、夜間等の訓練を提供
- トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の拡充等

◆ **長期にわたり無業の状態にある方**

- 地域若者サポートステーション（サポステ）において、支援対象を49歳にまで拡大し、相談体制を整備
- サポステから生活困窮者自立支援窓口や福祉事務所等の福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張支援）の実施

◆ **社会参加に向けた支援を必要とする方**

- ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加え、社会とのつながりを回復できた好事例の周知
- 生活困窮者自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置するほか、生活困窮者の受入理解のある企業の開拓等
- 中高年のひきこもり状態にある者への就労に限らない多様な社会参加の場の確保等
- 8050問題等の複合的な課題を抱える世帯への他機関協働による支援体制の拡充

ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への支援 ～就職氷河期世代支援 市町村プラットフォーム～

【市町村プラットフォーム】

社会参加に向けた支援を必要とする方を対象として、個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関する情報共有や、地域における対応方針の検討等を行う場としての機能を持つ。

※令和3年3月末時点の市町村プラットフォーム設置自治体数：559 市区町村（暫定値）

新たな会議体の設置を求めるものではなく、

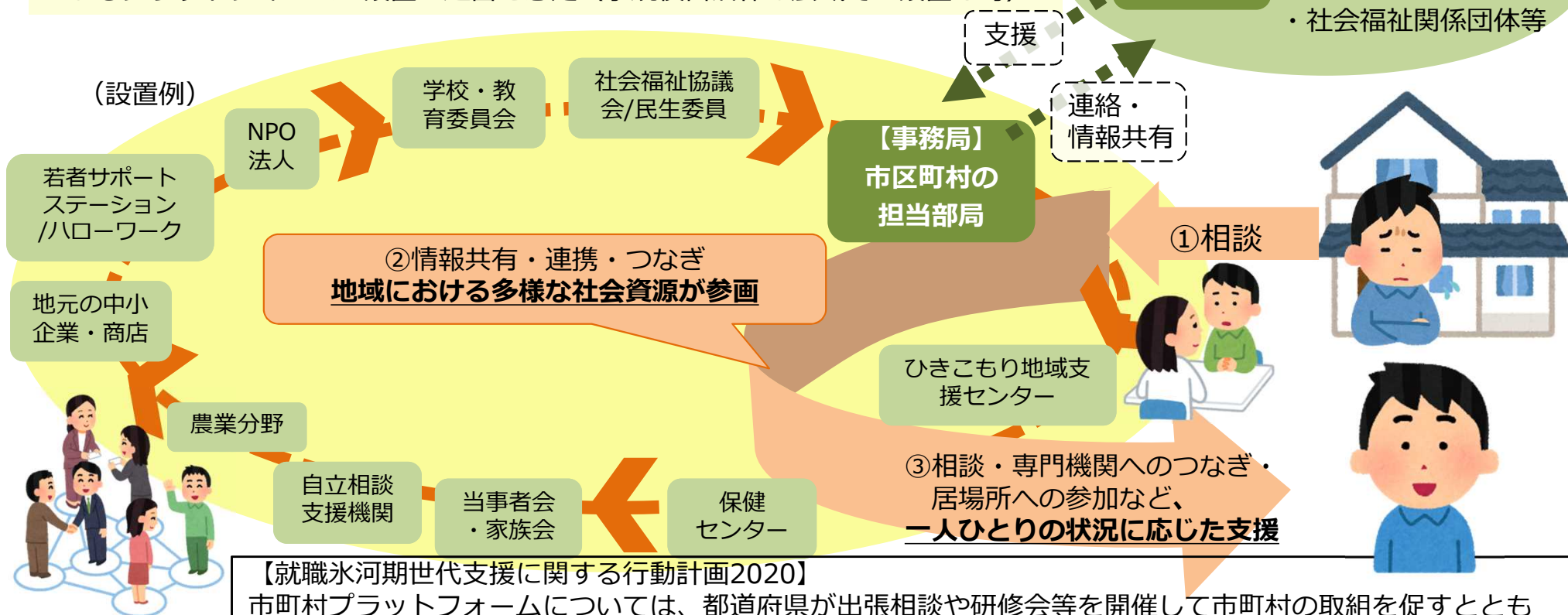
- ・ **既存の会議体の活用**（自立支援調整会議、地域ケア会議等）
- ・ 各機関の**担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有できる関係性の構築**

によるプラットフォームの設置・運営を想定（小規模自治体は広域での設置も可）

都道府県プラットフォーム

都道府県
福祉部局

- ・ 都道府県労働部局
- ・ 経済団体
- ・ 社会福祉関係団体等



【就職氷河期世代支援に関する行動計画2020】

市町村プラットフォームについては、都道府県が出張相談や研修会等を開催して市町村の取組を促すとともに、小規模な自治体は広域で設置する等の工夫もこらしながら、原則、令和3年度内の設置を・運営を目指す。

ひきこもり支援施策の推進について(令和2年10月27日地域福祉課長通知)

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

(取組の基本的な考え方)

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるための**ひきこもり相談窓口の明確化・周知**
- ② 地域の支援内容・体制の検討や、関係者間での支援の目標共有に向けた**支援対象者の実態やニーズの把握**
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための**市町村プラットフォームの設置・運営**

…支援体制構築のための取組(★)

I 市区町村において取り組むこと

- 原則、**令和3年度末までに、上記①～③(★)の全ての取組を実施すること**
- その取組の前提として以下を実施
 - ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
 - ・関係部局間の連携による**包括的な支援体制の構築**〔支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施〕
 - ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

II 都道府県において取り組むこと

- **管内市区町村における①～③(★)の取組状況を把握し、以下の取組や支援を実施すること**
- ・管内市区町村における
 - ・ひきこもり支援の取組状況の把握〔市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携〕
 - ・それぞれの取組の意義に関する理解促進〔市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施〕
 - ・取組の横展開
 - ・庁内及び関係者との調整への支援
- ・自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能な体制を構築
- 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口とすることを検討
- 広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知するよう努める

②支援対象者の実態やニーズの把握

- 支援対象者の概数やニーズ等の支援体制や内容を検討する際の基礎となる実態の把握
- 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする

③市町村プラットフォームの設置・運営

- 会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことでも足りる
- 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能
- 都道府県PFとの円滑な連携のため、市町村PFを運営する事務局を設置

1 ひきこもり支援施策 p.10

2 地域若者サポートステーション p.19

3 地域共生社会の実現に向けて p.22

4 参考資料 p.25

地域若者サポートステーション(サポステ)事業

(平成18年度～ 若年無業者(ニート)等への就労支援)

令和3年度 予算額 52億円

箇所数 全国177箇所



若年無業者等のうち、就労の意思はあるものの様々な課題をかかえている者。

(若年無業者等: 15～49歳で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者)

※「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)等を踏まえ、令和2年度から、全てのサポステで支援対象者を49歳まで拡大。

課題は人により違う

- 「働きたいけど、どうしたらよいかわからない…」
- 「働きたいけど、自信が持てず一歩を踏み出せない…」
自分になにかできるとは思えない など
- 「働きたいけど、人間関係の躓きで退職後、ブランクが長くなってしまって…」
- 生活リズムが不規則(昼夜逆転)
- コミュニケーションが苦手で……不安
 - ・大勢の中で活動できない
 - ・1対1なら話しができるが集団のなかでは話せない
- 守ろうとしても時間が守れない



相談支援

キャリアコンサルタント等による個別的な相談、支援計画の作成

- ・課題、問題点の洗い出し
- ・個別支援計画の作成、目標設定
- ・各種プログラム後のふりかえり

保護者からの相談も受付

小さな成功体験の積み重ねを繰り返す

個別、グループ等による就労に向け踏み出すためのプログラム等の実施

各種支援プログラム

コミュニケーション講座、職場見学、パソコン講座、就活セミナーなど

職場体験プログラム

産業界の求人ニーズの高い業種等でのOJTとoff-JTを組み合わせた就労体験プログラム

集中訓練プログラム

合宿を含むサポート、自信回復、職場に必要な基礎的能力付与、就職活動に向けての基礎知識獲得等を集中的に実施



コミュニケーション訓練



職場体験

- 地域の若者支援機関等と連携
- 学校、ハローワーク等関係機関と連携した、中退者等への切れ目ない支援の実施

ハローワークなどを経て社会へ踏み出す(就職)

就職した者への定着支援・ステップアップ相談

1 これまでの取組

- 令和元・2年度に、全国12か所のサポステにおいて、「**就職氷河期等無業者一体型支援モデルプログラム※**」を実施。

※ 15歳から概ね40代半ばまでの無業者を対象に、自治体を実施する生活困窮者自立支援事業による支援プログラムとサポステの支援プログラムを一体的に実施するモデルプログラム。

- 令和2年度から、**全国177か所全てのサポステにおいて、支援対象者を49歳まで拡大。**
- 就職氷河期世代のサポステ利用を促進するための**福祉機関等へのアウトリーチ**については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ実施。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応とともに、サポステ利用者の個別ニーズに対応するため、従来の対面での支援に加え、**オンラインを活用した支援**（オンライン相談・セミナーなど）も積極的に実施。

3 今後の展望

- サポステの支援対象者を拡大したこと（サポステ・プラス）について、**更なる周知・広報**を行う。
- サポステにおける就職氷河期世代への就労支援の**成果・事例**を継続して収集・分析するとともに、**各サポステが参加する全国・ブロック研修において横展開を図る**など、**サポステ事業全体における就職氷河期世代への就労支援の水準を向上**させる。

2 成果・事例

- 就職氷河期世代のサポステ利用者は、①継続的に就労しているが、**離転職を繰り返している方**、②**無業期間が長期にわたる方に二極化**している。
- 前者の方については、比較的スピーディに就職できるため、**定着支援を継続的に実施**していくことが効果的。
- 後者の方については、就労経験を補うための職場体験などが有効であるが、**年齢や経済状況なども踏まえたきめ細かな支援が必要**。
- 複合的な問題を抱えている方が多いため、**関係機関との連携が重要**。
- 年齢に起因して**個別の配慮が必要な場合がある**。
Ex)就職氷河期世代専用のセミナーや支援スペース、同年代の支援員による相談 等
- 家族等からの相談をきっかけに利用につながるケースがあるため、**草の根の周知・広報も重要**。
Ex)自治会での回覧板、民生委員への周知 等
- **【サポステ新規登録者に占める40代の割合】**
令和元年度 1.3% ⇒ 令和2年度 17.2%

1 ひきこもり支援施策 p.10

2 地域若者サポートステーション p.19

3 地域共生社会の実現に向けて p.22

4 参考資料 p.25

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会:子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を**一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）重層的支援体制整備事業 実施自治体数 R3年度:42

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

I～IIIを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による支援を実施

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）
 就労支援 見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態になりひきこもり状態の者を受け入れる 等

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が一属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づくりの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

1 ひきこもり支援施策 p.10

2 地域若者サポートステーション p.19

3 地域共生社会の実現に向けて p.22

4 参考資料 p.25

ひきこもり地域支援センター 相談件数・相談実人数（令和元年度）

【令和元年度相談件数】

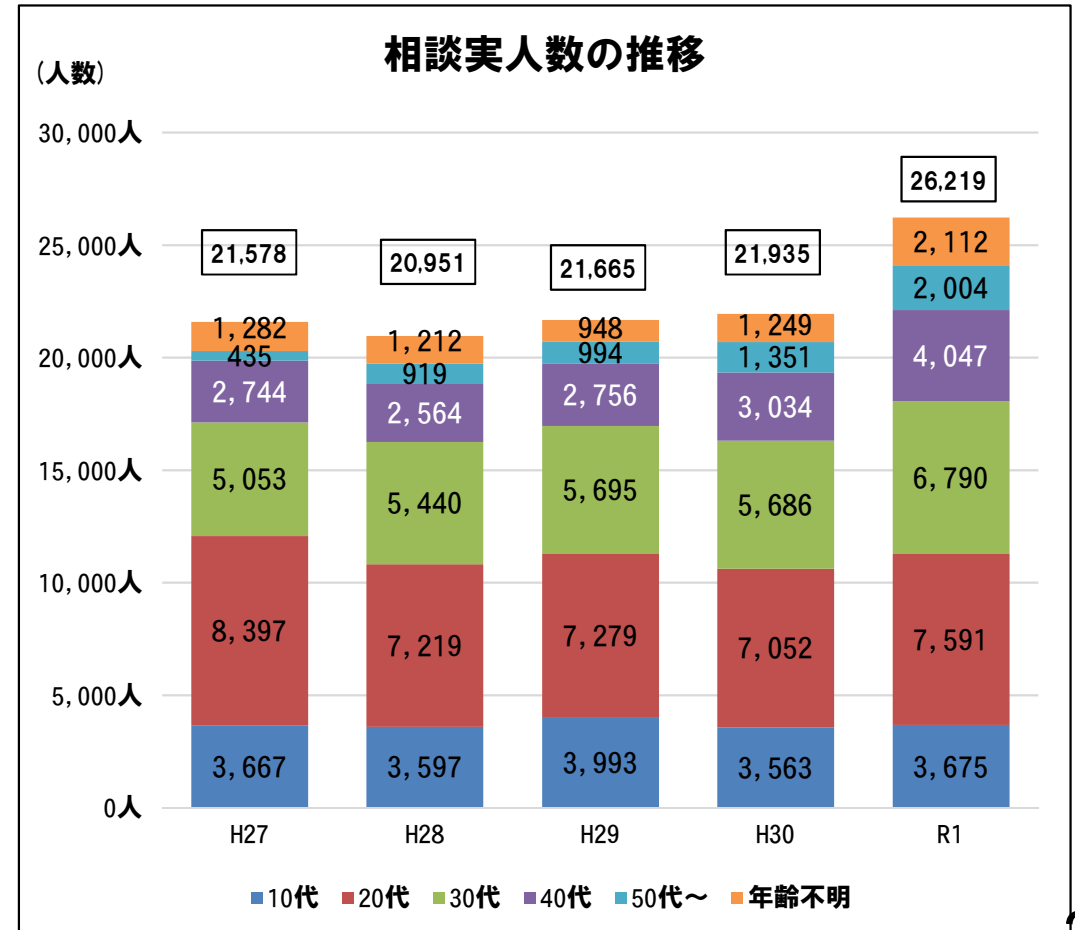
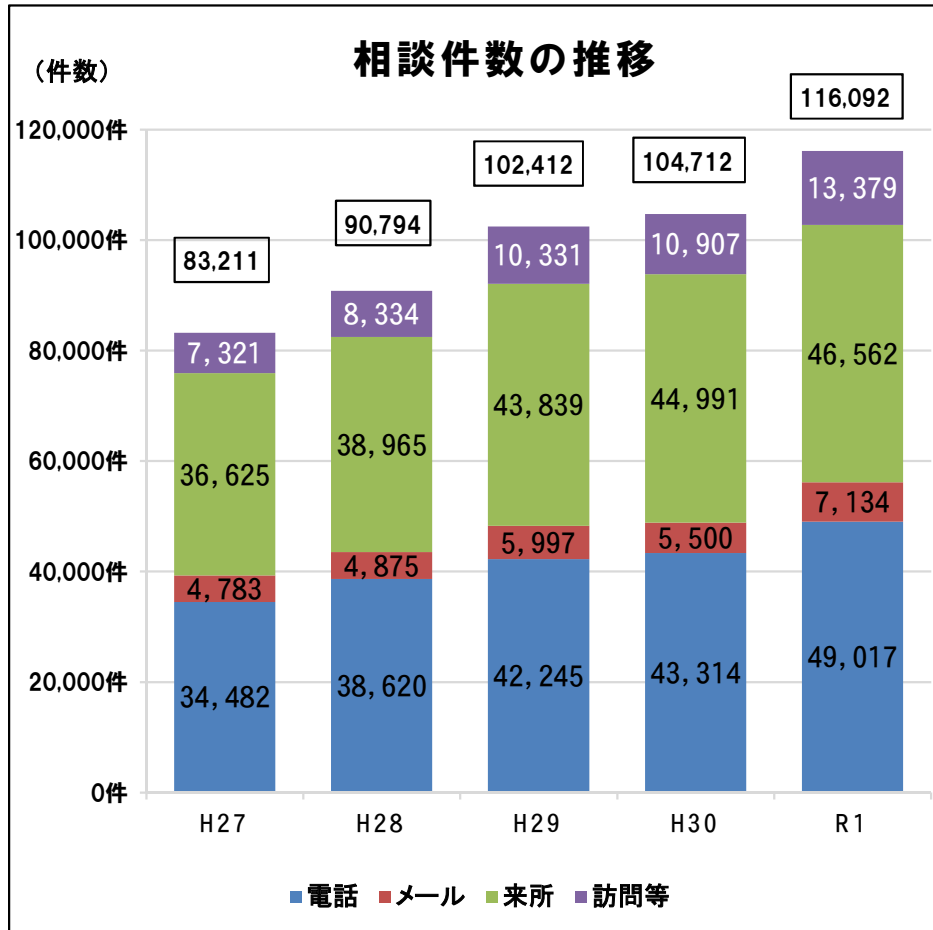
(件数)

相談件数	電話	メール	来所	訪問等
116,092	49,017	7,134	46,562	13,379

【令和元年度相談実人数】

(人数)

実人数	10代	20代	30代	40代	50代	年齢不明
26,219	3,675	7,591	6,790	4,047	2,004	2,112

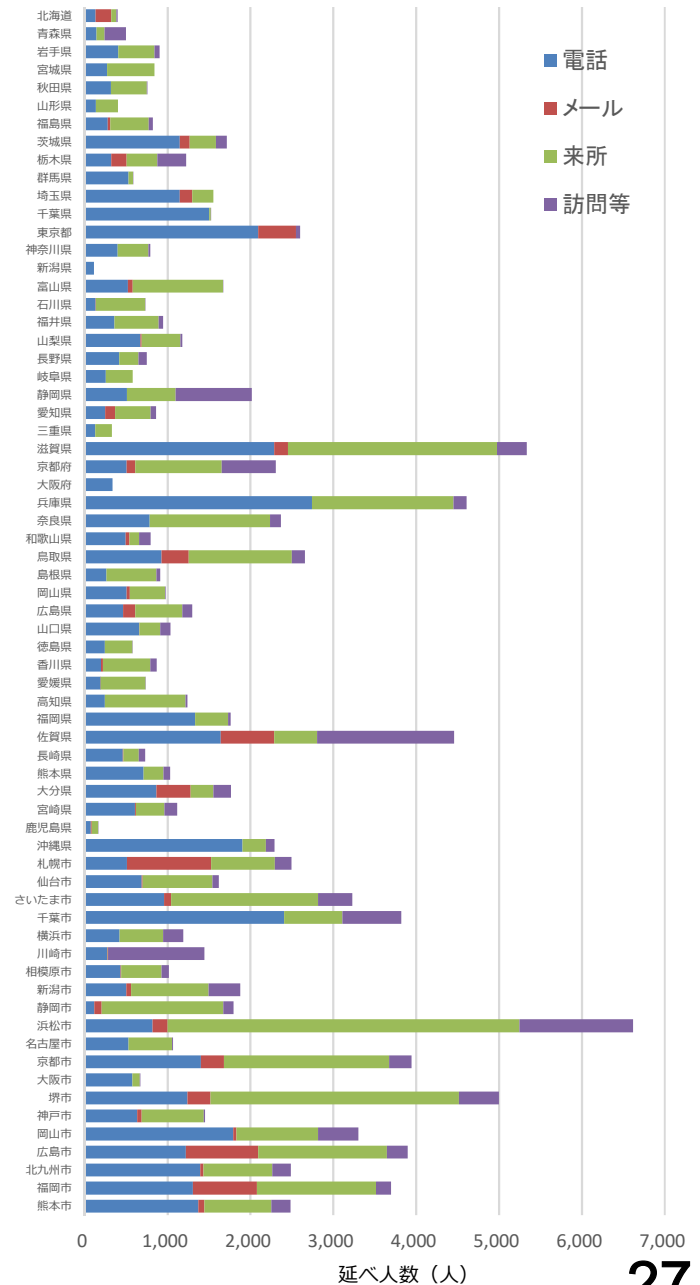


ひきこもり地域支援センター 自治体別相談件数（令和元年度）

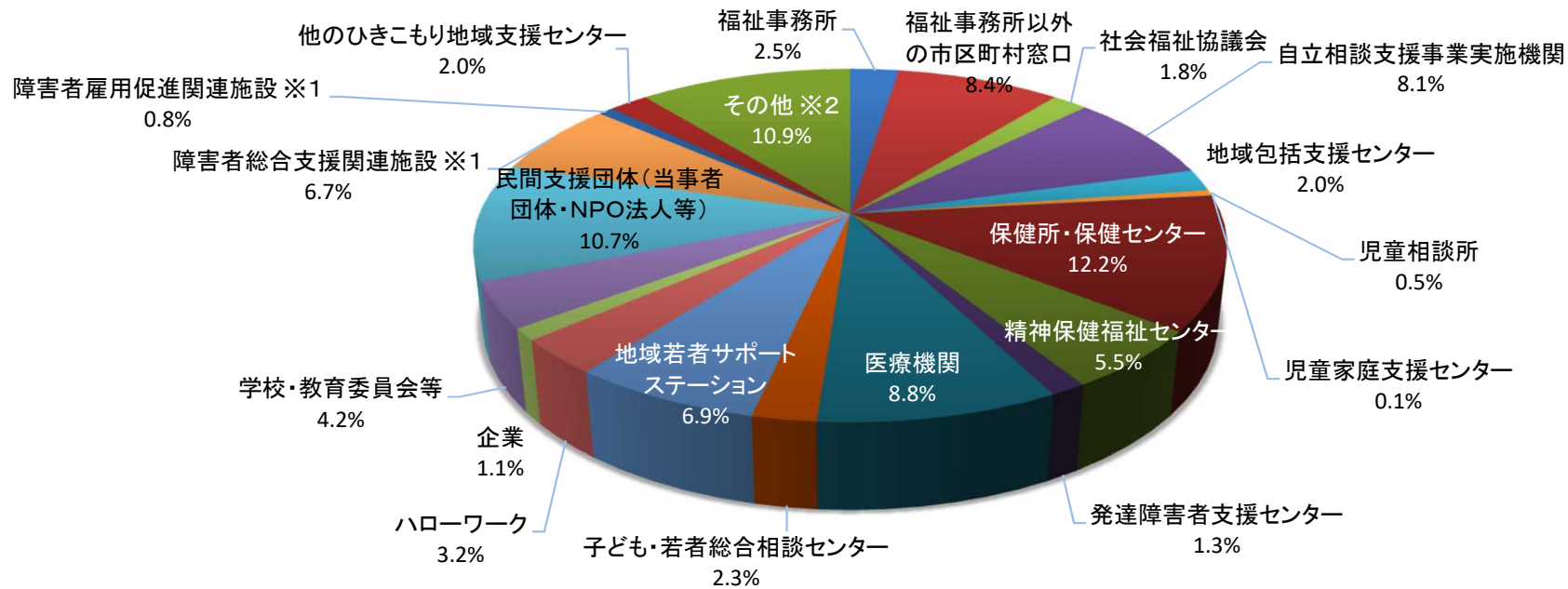
	電話	メール	来所	訪問等	合計
北海道	127	189	65	15	396
青森県	140	0	96	258	494
岩手県	403	0	437	62	902
宮城県	269	0	572	0	841
秋田県	315	0	431	7	753
山形県	132	0	268	0	400
福島県	277	28	463	52	820
茨城県	1,144	121	316	131	1,712
栃木県	318	187	369	347	1,221
群馬県	528	0	53	3	584
埼玉県	1,144	153	252	0	1,549
千葉県	1,500	0	18	5	1,523
東京都	2,092	456	0	49	2,597
神奈川県	397	0	369	22	788
新潟県	111	0	0	0	111
富山県	519	57	1,089	4	1,669
石川県	130	1	597	4	732
福井県	358	0	532	55	945
山梨県	669	17	466	23	1,175
長野県	415	0	231	100	746
岐阜県	254	0	321	0	575
静岡県	507	0	588	919	2,014
愛知県	246	119	427	65	857
三重県	123	0	201	0	324
滋賀県	2,284	165	2,526	357	5,332
京都府	502	107	1,043	651	2,303
大阪府	333	0	0	0	333
兵庫県	2,740	0	1,707	158	4,605
奈良県	780	0	1,455	131	2,366
和歌山県	492	47	113	141	793
鳥取県	923	330	1,242	160	2,655
島根県	258	0	604	45	907
岡山県	505	38	422	8	973
広島県	460	146	569	122	1,297
山口県	654	3	252	122	1,031

	電話	メール	来所	訪問等	合計
徳島県	239	0	335	3	577
香川県	194	23	571	79	867
愛媛県	189	2	539	4	734
高知県	240	0	975	21	1,236
福岡県	1,329	0	400	31	1,760
佐賀県	1,640	646	515	1,653	4,454
長崎県	455	8	188	78	729
熊本県	708	0	241	80	1,029
大分県	862	413	277	211	1,763
宮崎県	604	10	346	155	1,115
鹿児島県	72	11	76	5	164
沖縄県	1,902	0	282	103	2,287

札幌市	507	1,016	768	203	2,494
仙台市	684	14	839	78	1,615
さいたま市	956	83	1,775	412	3,226
千葉市	2,404	0	702	713	3,819
横浜市	419	0	525	245	1,189
川崎市	269	6	3	1,164	1,442
相模原市	428	8	489	88	1,013
新潟市	499	59	936	380	1,874
静岡市	114	87	1,469	122	1,792
浜松市	818	180	4,244	1,372	6,614
名古屋市	525	0	525	13	1,063
京都市	1,401	275	1,996	271	3,943
大阪市	572	0	89	7	668
堺市	1,236	278	2,999	483	4,996
神戸市	629	56	750	15	1,450
岡山市	1,791	36	986	489	3,302
広島市	1,218	872	1,556	248	3,894
北九州市	1,390	41	831	223	2,485
福岡市	1,304	773	1,435	182	3,694
熊本市	1,370	73	806	232	2,481
合計	49,017	7,134	46,562	13,379	116,092



ひきこもり地域支援センター 関係機関へのつなぎ件数（令和元年度）



(件)

関係機関	福祉事務所	福祉事務所以外の市区町村窓口	社会福祉協議会	自立相談支援事業実施機関	地域包括支援センター	児童相談所	児童家庭支援センター	保健所・保健センター	精神保健福祉センター	発達障害者支援センター	医療機関	子ども・若者総合相談センター	地域若者サポートステーション	ハローワーク	企業	学校・教育委員会等	民間支援団体(当事者団体・NPO法人等)	障害者総合支援関連施設 ※1	障害者雇用促進関連施設 ※1	他のひきこもり地域支援センター	その他 ※2	総計
件数	154	520	113	503	124	32	6	757	345	82	547	145	431	201	68	260	666	417	48	125	675	6,219
率	2.5%	8.4%	1.8%	8.1%	2.0%	0.5%	0.1%	12.2%	5.5%	1.3%	8.8%	2.3%	6.9%	3.2%	1.1%	4.2%	10.7%	6.7%	0.8%	2.0%	10.9%	

※1 根拠法(障害者総合支援法、障害者雇用促進法)に分けてそれぞれ整理
 ・ 障害者総合支援法: 就労継続支援B型、グループホーム、地域活動支援センター等
 ・ 障害者雇用促進法: 障害者職業センター、障害者就労・生活支援センター等

※2 その他機関の例… 警察署、訪問看護ステーション、法テラス、弁護士、依存症相談センター、フリースペース、ジョブカフェ、大学学生相談室、民間カウンセリング機関 等

ひきこもり相談窓口の明確化及び周知状況について

※ 令和2年5月時点
調査対象 1,741市区町村

(1) ひきこもり相談窓口の明確化※1の状況

相談窓口を明確化している自治体は、
1,741自治体のうち974自治体(55.9%)

(自治体数)

	指定都市	中核市	市・区	町・村	合計
明確化している自治体数	20 / 20 (100.0%)	47 / 60 (78.3%)	448 / 735 (61.0%)	459 / 926 (49.6%)	974 / 1,741 (55.9%)

※1 ひきこもり相談窓口の明確化とは、ひきこもりの状態にある方や家族に利用可能な相談窓口を明示できるように設定していること。

(4) 窓口の周知方法 (複数回答)

①行政機関が発行する広報紙にリーフレット等を折り込み	63
②行政機関が発行する広報紙に窓口情報を掲載	453
③民間が発行するコミュニティ紙にリーフレット等を折り込み	10
④自治会の回覧板にて回覧・配布	44
⑤訪問してリーフレット等を配布	48
⑥郵送してリーフレット等を配布	17
⑦窓口及び関係機関でのリーフレット等の設置・配布	376
⑧ホームページで周知	384
⑨その他※2	154

周知方法



(自治体数)

(2) 相談窓口の周知状況

そのうち、相談窓口を周知している自治体は676自治体(69.4%)

	指定都市	中核市	市・区	町・村	合計
うち、周知している自治体数	20 / 20 (100.0%)	41 / 47 (87.2%)	373 / 448 (83.3%)	242 / 459 (52.7%)	676 / 974 (69.4%)
(参考)自治体数に占める割合	(100.0%)	(68.3%)	(50.7%)	(26.1%)	(38.8%)

(3) 周知の時期 (予定)

周知をしていない298自治体のうち、
62自治体が令和2年度中に、14自治体が令和3年度に周知を予定

周知済	令和2年度中に周知を予定	令和3年度に周知を予定	令和4年度以降/周知の予定なし	合計
676	62	14	222	974

※2 その他の例・・・
民生委員等が配布、小・中・高校から配布、
住民あてメールで案内、研修会・講演会等で配布等

自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果

※ 調査時点 令和2年5月
 調査対象 47都道府県
 1,741市区町村

■実施自治体数 ※ () は各区分毎の自治体数に占める割合

区分	都道府県	市区町村			合計	
		指定都市	一般市・区	町村		
自治体数	26 / 47 (55.3%)	371 / 1,741 (21.3%)	10 / 20 (50.0%)	188 / 795 (23.6%)	173 / 926 (18.7%)	397 / 1,788 (22.2%)

■調査方法 ※ () は、調査実施自治体数(n=397)に占める割合

調査方法	民生委員・児童委員 (アンケート・聞き取り)	保健師・NPO・事業者 (アンケート・聞き取り)	標本調査 (無作為抽出によるアンケート)	全戸調査 (アンケート)	その他 (当事者からの聞き取り、住民からの連絡など)
自治体数	295 (74.3%)	87 (21.9%)	40 (10.1%)	8 (2.0%)	17 (4.3%)

■調査実施397自治体のうち、95自治体が調査結果を公表

【留意点】

- 一部の自治体では複数の方法により調査を実施している。
- 調査対象者の定義や年齢層は、自治体によって差異がある。

※ 令和2年5月厚生労働省調べ。

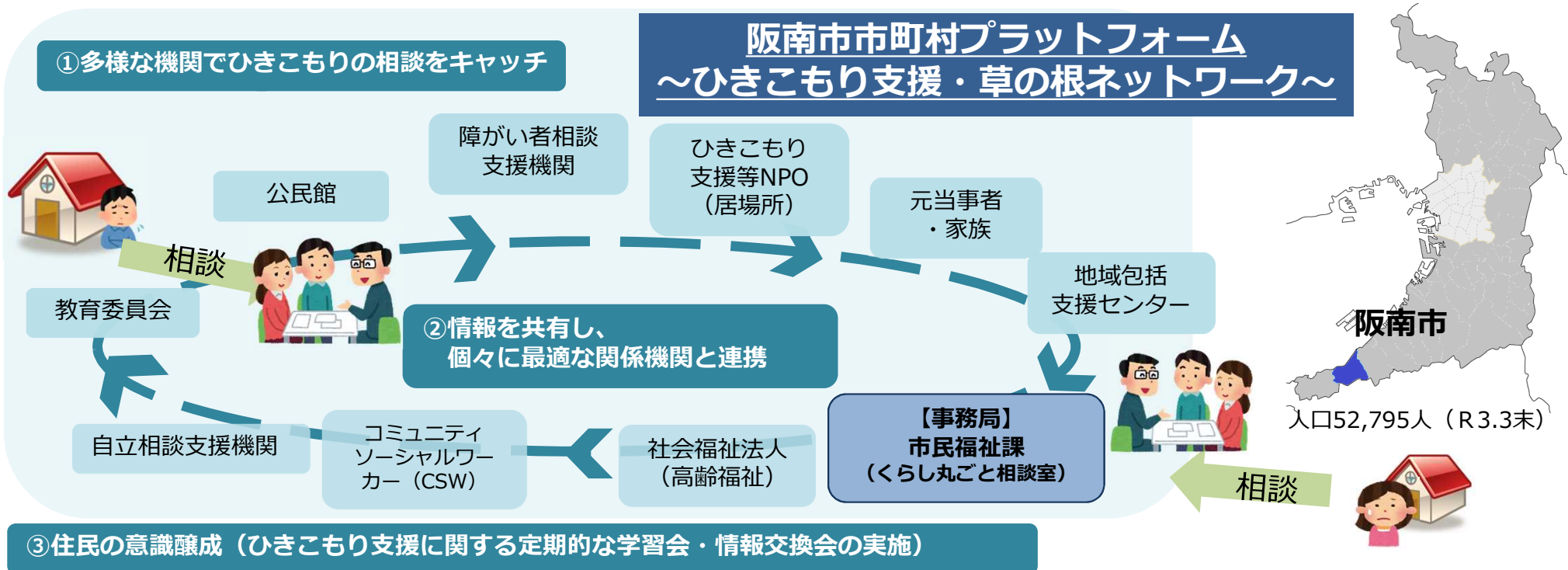
※ 各自治体が概ね過去10年間に実施した調査の状況について、厚生労働省がとりまとめたもの。

大阪府阪南市の市町村プラットフォームの取組 ～ひきこもり支援・草の根ネットワーク～



- 大阪府阪南市では、従前から、「誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち」を掲げて、共生の地域づくりの実現に取り組む中、ひきこもり支援を中心とする就職氷河期世代支援の取組に当たり、令和元年11月に、新たに市町村プラットフォーム「ひきこもり支援・草の根ネットワーク」を設置
- 市主催の「ひきこもり支援実践講座」を受講したNPO法人、元当事者、家族等をメンバーに加え、行政の各部門、民間が連携したネットワークを構築して、多様な相談の入口と多様な支援の選択肢を用意

阪南市市町村プラットフォーム ～ひきこもり支援・草の根ネットワーク～



③住民の意識醸成（ひきこもり支援に関する定期的な学習会・情報交換会の実施）

支援に関する学習会・情報交換会を月1回程度実施
〈テーマ〉ひきこもり元当事者から学ぶ、地域における「居場所」作り、社会資源の活用と事業運営(継続支援) 等

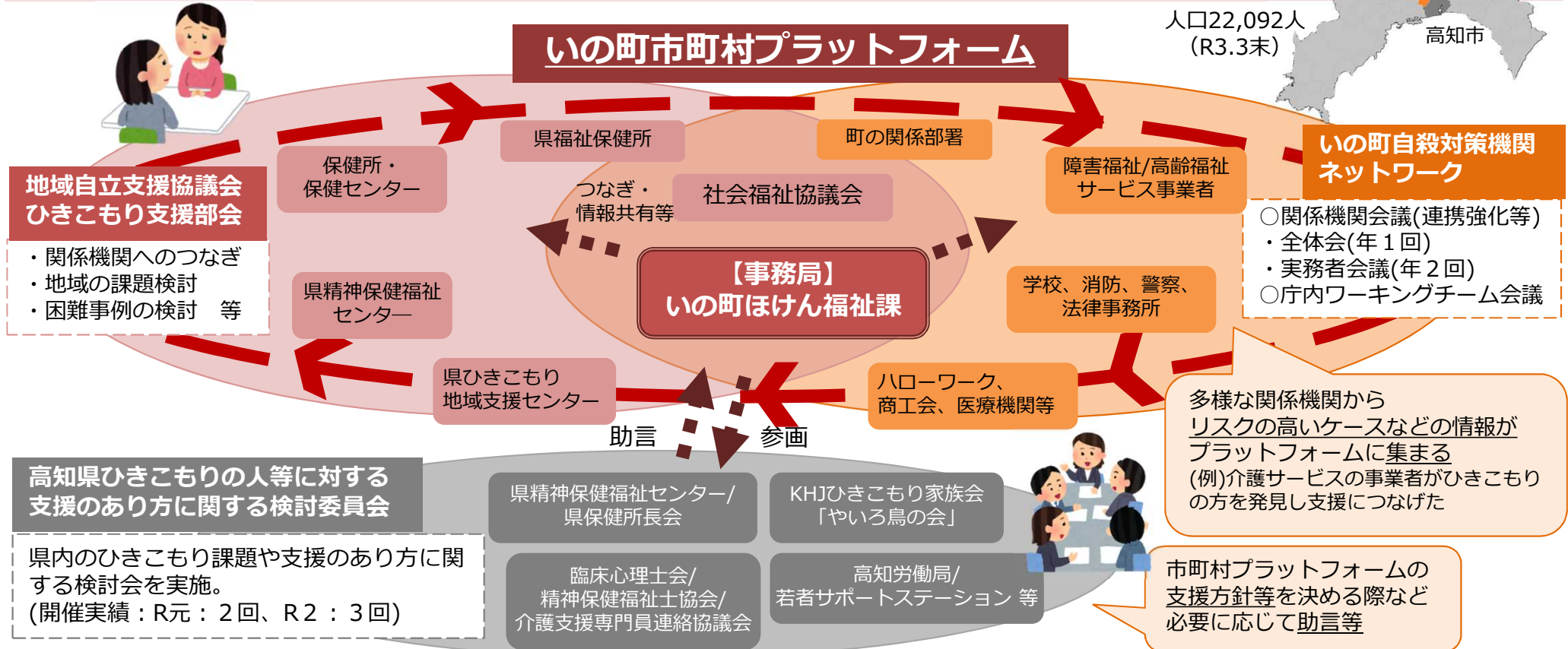
厚生労働省作成

ワン
ポイント

- ・イベント（ひきこもり支援実践講座）を契機としたプラットフォーム（ネットワーク）の構築
- ・NPO法人が運営する居場所の利用、民間事業所での就労体験など、個々に最適な支援を提供できる多様な関係機関との連携

高知県のいの町の市町村プラットフォームの取組

- 高知県のいの町では、従来から設置していたネットワーク「地域自立支援協議会（ひきこもり支援部会）」と「いの町自殺対策機関ネットワーク」を、就職氷河期世代支援の市町村プラットフォームとして活用
- 双方のネットワークの多様な関係機関による連携の下、様々な社会資源を活用できる支援体制を構築
- 高知県の「ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会」がバックアップ



多様な関係機関から
リスクの高いケースなどの情報が
プラットフォームに集まる
(例)介護サービスの事業者がひきこもり
の方を発見し支援につなげた

市町村プラットフォームの
支援方針等を決める際など
必要に応じて助言等

厚生労働省作成

ワン
ポイント

- ・ 既存のネットワークを活用したプラットフォームの構築
- ・ 「いの町ほけん福祉課」がハブとなって、双方のネットワークの関係機関を活用
- ・ 高知県の検討委員会のメンバーによるバックアップにより、分厚い支援体制を構築

全国ひきこもり支援基礎自治体サミット in そうじゃ
(令和元年8月26日)



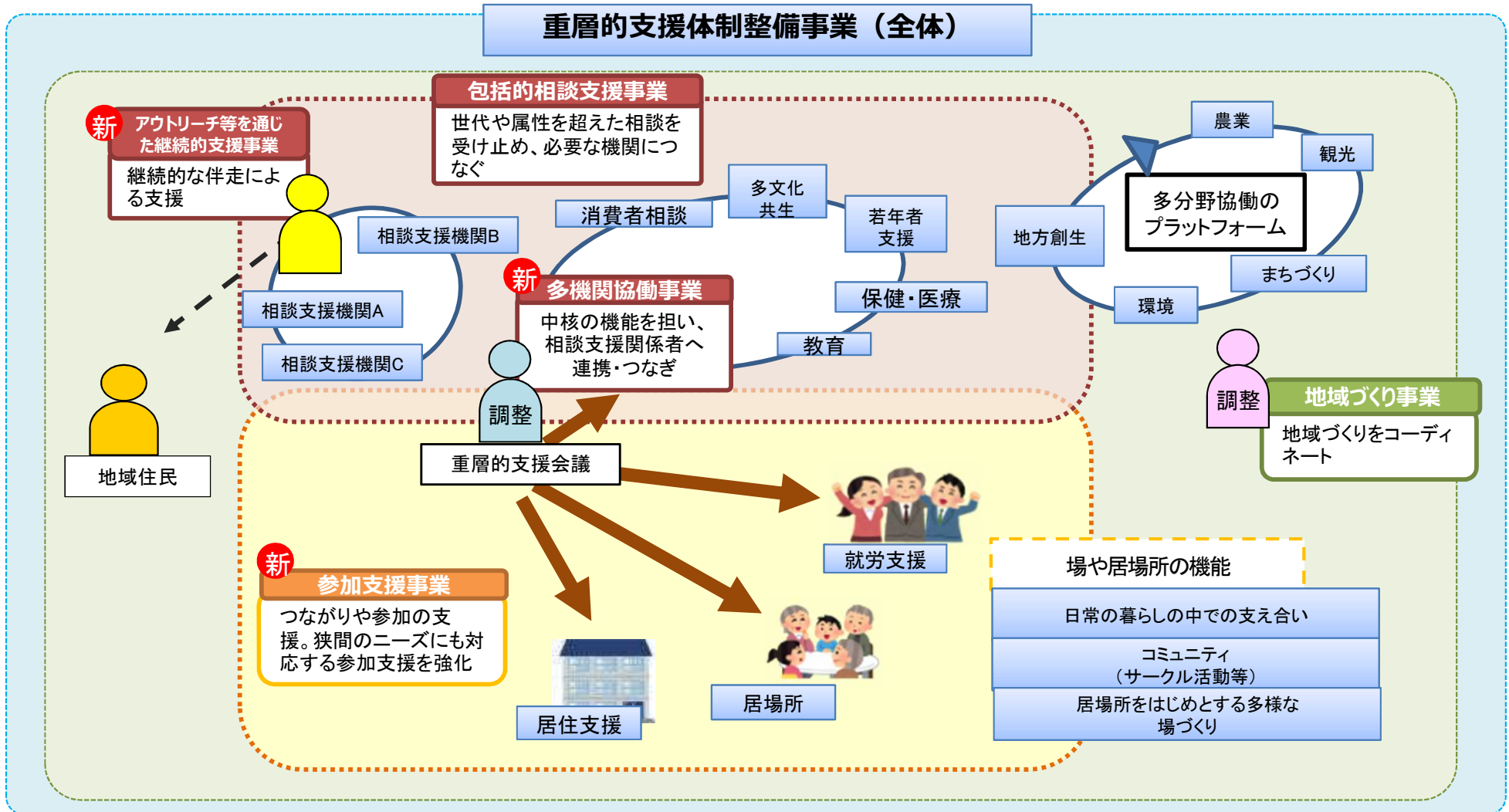
わたしたちは、すべての人々に寄り添う自治体となることを目指し、
家族会、当事者の会、福祉関係者ととともに、
ひきこもり支援に果敢に取り組むことを宣言します。

群馬県安中市、愛知県豊明市、滋賀県守山市、
岡山県総社市、山口県宇部市

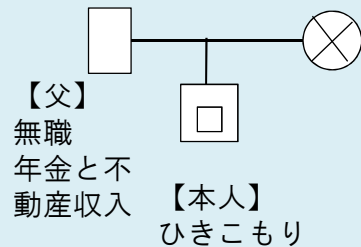


重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



家族構成



<本人>
Aさん(男性)51歳

<家族構成>
父79歳

支援のきっかけ

- 地域包括支援センターのケアマネジャーが、新たな事業の連携担当職員に連絡。「父親の担当をしているが、ひきこもっているAさんの存在も気になっている」とのこと。
- ケアマネジャーは、父の体調が悪く近く入院する予定であるため、Aさんのことをどうしたら良いか心配になったとのこと。
- Aさんは無職であるが、父は年金の他に不動産収入があり経済的には困っていない。

支援内容

<支援開始>

- 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が、父と面接。また、ケアマネジャーやヘルパーなどから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。多機関の支援員等が集まる会議に諮りAさんや父へのアプローチ方法を検討。
⇒ 自立相談支援機関がAさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点を作ることになる。

<Aさんへの支援>

- 最初、自立相談支援機関の支援員は、Aさんと会うことが出来ず、部屋の前に手紙を置いたり、イベントのチラシを置くなどして関わりを継続し、時間をかけて関係性を構築。その後、父親の体調が悪化し、入院することがきっかけとなり、Aさんから自立相談支援機関に連絡が入る。
- 自立相談支援機関で面接を行ったところ、Aさんは働きたいという希望はあるものの、長くひきこもっていたため自信が持てないとのこと。そこで、就労準備支援事業を利用し、生活の立て直しから始めることとなる。

<父親の支援(医療ソーシャルワーカーとの連携)>

- 父親の退院を見据え、病院の医療ソーシャルワーカーと連携しながら在宅療養の準備を進める。



効果

- 新たな事業の連携担当職員が関わったことにより、世代や属性が異なる高齢の父とひきこもりのAさんの課題を包括的に受け止められた。
- ケアマネジャーは、数年前から自室に閉じこもるAさんの存在に気付いていたが、どのように対応したら良いか分からず長期にわたり困っていた。連携担当職員が関わったことにより、多機関の関係者が連携を図るための総合調整がなされAさんと父親の支援が円滑に進んだ。

1. 現状のひきこもり支援施策の再点検

- ・ひきこもり当事者等に関する全国実態調査の実施（国）
- ・当事者会や家族会、ひきこもり支援団体の育成と当該団体の活動への支援（国）
- ・施策を更に進めるための各府省の連携強化（国）
- ・地域の関係機関が参画するネットワーク会議の年複数回の開催による実効性の確保や職員研修会の充実（都道府県・政令指定都市）
- ・基礎自治体における相談窓口の早期設置と支援内容の充実（市区町村）
- ・支援につながるための多様なアクセスの構築（市区町村）
- ・多様な働き方を可能とする選択肢の提示（業務の切り出し等による当事者の個々の状況に合った働き方の創出）（市区町村）
- ・デジタルを活かした活躍の場の提供や農業との連携等の多様な就業機会の創出（市区町村）

国においては、都道府県・市区町村の取組が円滑に進むよう、積極的かつ弾力的に支援をされたい。

2. 過去も未来も俯瞰した息の長い支援の充実

- ・ひきこもり状態になったきっかけに着目した支援の検討
- ・不登校・いじめ・虐待対策の推進

3. コロナ禍におけるひきこもり支援

- ・自粛生活が長引き孤立するひきこもり当事者や家族の把握の強化
- ・対面によらない相談や支援の方法の検討

4. 良質な支援者の育成と支援手法の開発

- ・支援者の研修機会の確保
- ・伴走型支援や居場所づくりの視点を盛り込んだ「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」の充実

5. 国民の意識醸成

- ・効果的な広報や啓発の実施

6. その他

- ・ひきこもりの自立支援を謳う悪質な事業者への対応
- ・ひきこもり支援に関する政策に係る政府内の府省横断会議の設置
- ・ひきこもり政策そのものを推進するための基本法の制定

内閣府における ひきこもり関係の調査・施策について

令和3年6月

内閣府 政策統括官（政策調整担当）

1. ひきこもりに関する調査

(1) ひきこもりの者の推計数

① 15歳～39歳 (H27年度調査) 約54.1万人

	該当人数 (人)	有効回収数に 占める割合 (%)	全国の推計数 (万人)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	33	1.06	36.5	} 準ひきこもり群 36.5万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	11	0.35	12.1	
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	5	0.16	5.5	} 狭義のひきこもり群 17.6万人
計	49	1.57	54.1	
				} 広義のひきこもり群 54.1万人

② 40歳～64歳 (H30年度調査) 約61.3万人

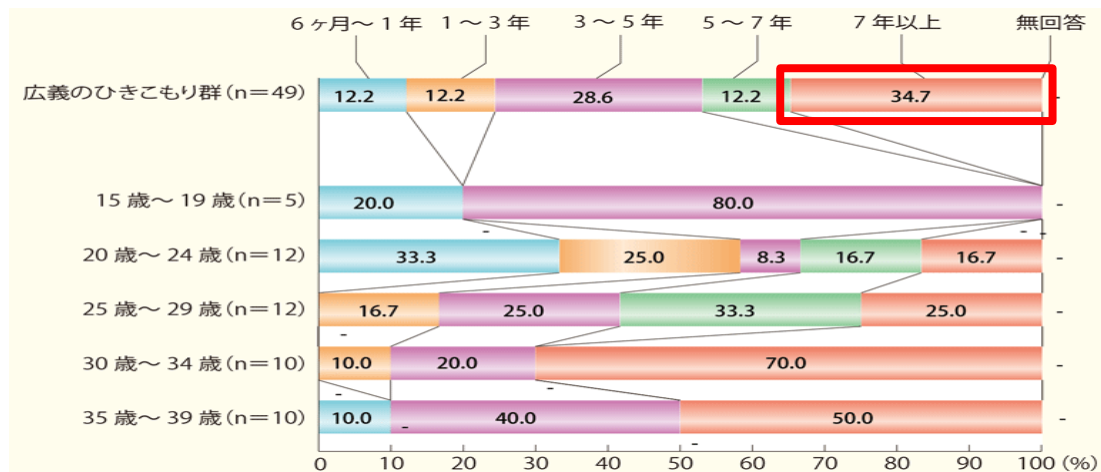
	該当人数 (人)	有効回収数に 占める割合 (%)	全国の推計数 (万人)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	19	0.58	24.8	} 準ひきこもり群 24.8万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	21	0.65	27.4	
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	7	0.22	9.1	} 狭義のひきこもり群 36.5万人
計	47	1.45	61.3	
				} 広義のひきこもり群 61.3万人

なお、平成27年度調査においては、専業主婦・主夫、家事手伝いと回答した者を一律に広義のひきこもり群から除外していたが、平成30年度調査においては、広義のひきこもり群と認定した47名のうち11名が専業主婦・主夫、家事手伝いであった。

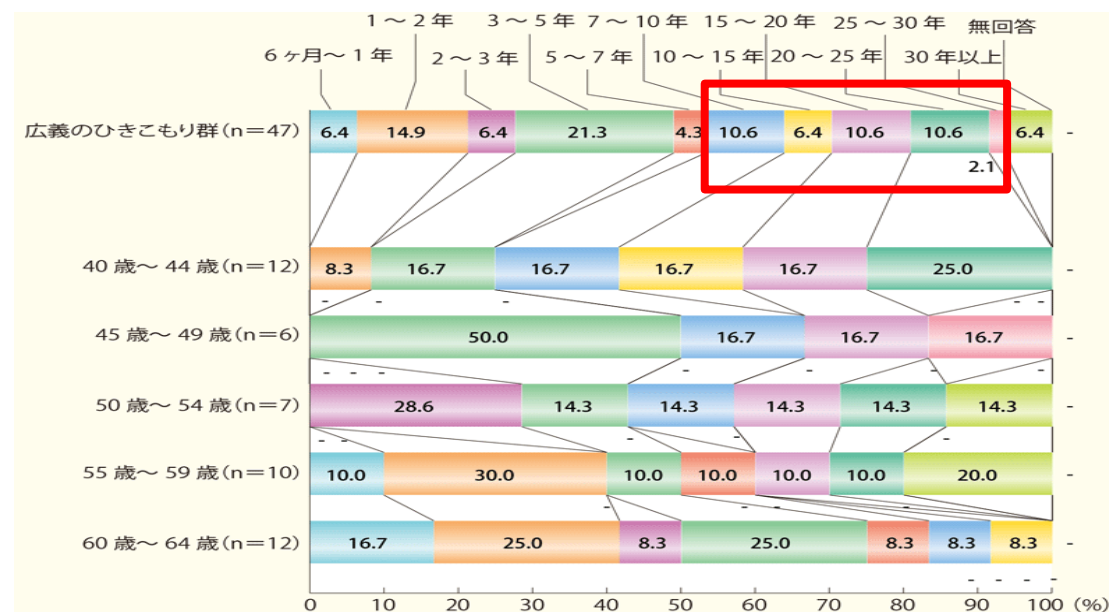
1. ひきこもりに関する調査

(2) ひきこもりの状態になってからの期間

① 15歳～39歳 (H27年度調査) 7年以上が34.7%



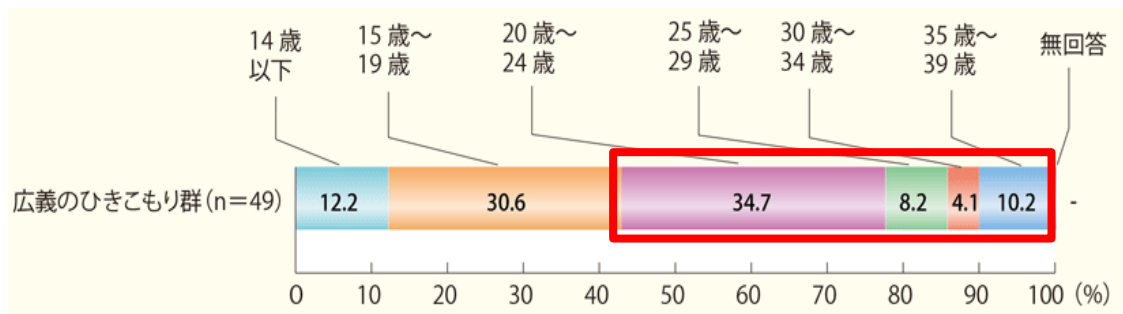
② 40歳～64歳 (H30年度調査) 7年以上が46.7%



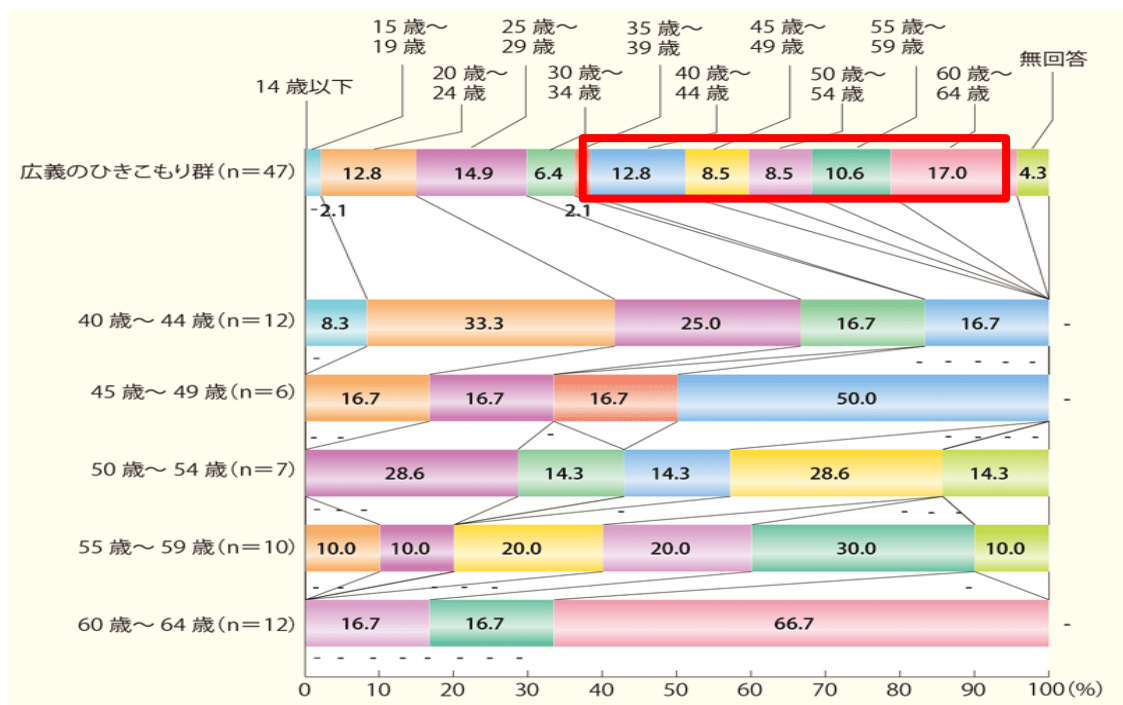
1. ひきこもりに関する調査

(3) 初めてひきこもりの状態になった年齢

① 15歳～39歳 (H27年度調査) 20歳以上の割合が約6割



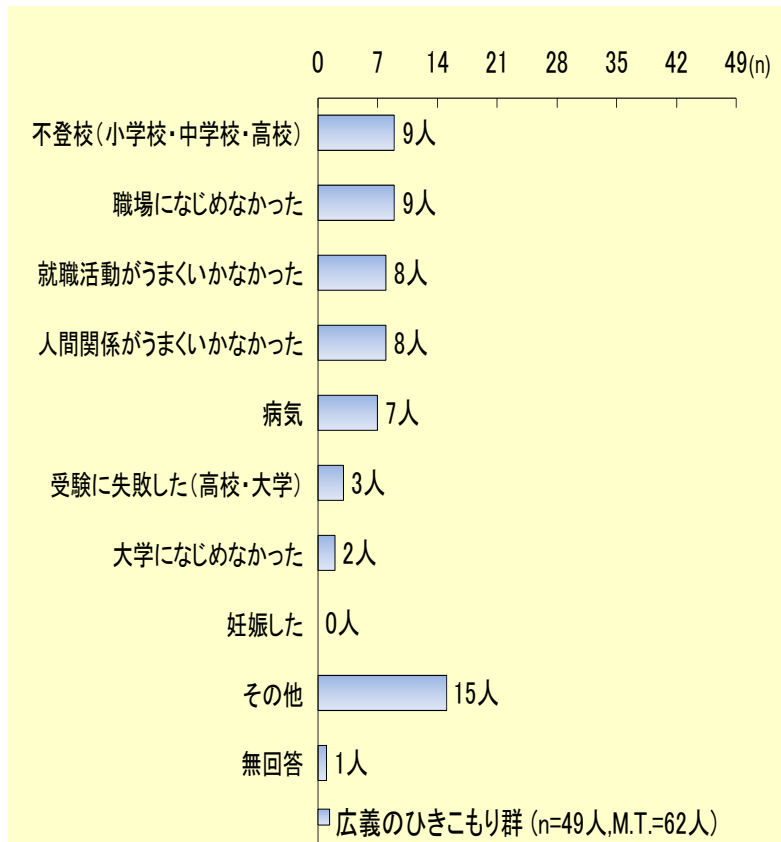
② 40歳～64歳 (H30年度調査) 40歳以上の割合が約6割



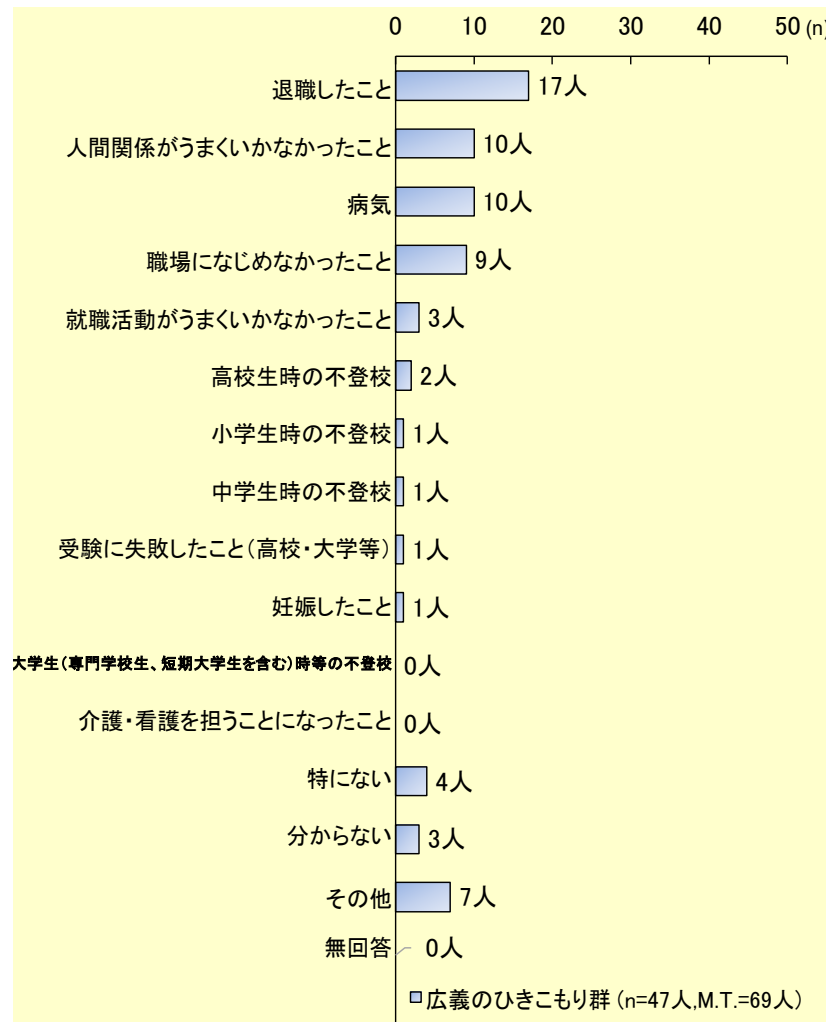
1. ひきこもりに関する調査

(4) ひきこもりの状態になったきっかけ

① 15歳～39歳 (H27年度調査)



② 40歳～64歳 (H30年度調査)

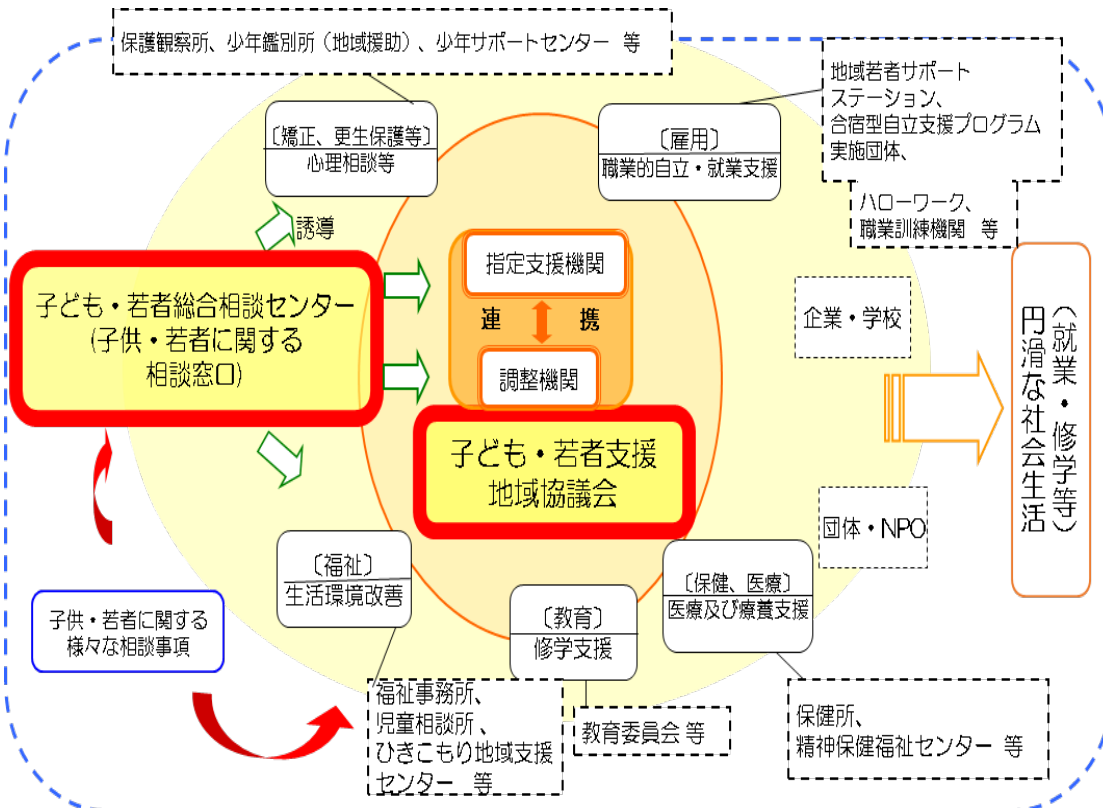


2. 内閣府における関連施策

内閣府においては、ひきこもりに限った施策ではないものの、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、困難な状態にある子供・若者支援のための取組を実施している。主なものは、以下のとおり。

子供・若者支援体制の整備

困難な状態にある子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、雇用など地域における様々な機関がネットワークを形成して支援を行う「子ども・若者支援地域協議会」、子供・若者の育成支援に関する相談にワンストップで応じる「子ども・若者総合相談センター」の設置及びその機能向上を促進。



子供・若者支援に当たる人材の養成

アウトリーチ（訪問支援）研修

地域の公的機関等において相談業務の中心を担う職員を対象に、アウトリーチに必要なとなる知識や技法、地域における関係機関との連携の在り方等について習得することを目的として、講義・演習及びアウトリーチを行っている団体等における実地研修を実施。

さらに、上記研修の過去の受講者を主な対象に、長期化したひきこもりの者等にも対応でき、個々の特性を生かした就業等につなげられる高度な知識・技術の習得を目的に、上級研修を実施。

相談業務研修

左記協議会の構成機関等で相談業務に従事する職員のうち、比較的経験の浅い者を対象に、相談業務に必要な基本的知識や技法を習得することを目的とした講義・演習形式の研修を実施。

さらに、当該相談業務の中心を担う職員を対象に、各地域において伴走型の支援を行うに当たって必要となる専門的な知識や技法を、分野横断的に整理・共有して習得することを目的に、講義・演習形式による上級（専門分野横断的）研修を実施。

消費者庁 説明資料

ひきこもり当事者（孤独・孤立した消費者）を巡る消費者被害

- ・ 悪質な事業者は、孤独・孤立した消費者を狙っている。情報格差により、被害に遭いやすい。
- ・ 孤独・孤立した消費者は、自らによる被害回復が困難であり、支援が必要。

全般的な消費者被害の防止等の取組の中で、ひきこもり当事者にも対応

地方公共団体等における 消費生活相談

消費者トラブルに遭われた場合に、消費者ホットライン(局番なしの188)により相談を受付。

地方消費者行政強化 交付金

どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう、地方公共団体による体制整備を支援。

(特定) 適格消費者団体 による消費者団体訴訟

適格消費者団体: 不当行為の差止。
特定適格消費者団体: 集団的な被害の回復。

※ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用を巡る消費者トラブルに対しては・・・

○民間事業者との契約や解約などに関してトラブルに遭われた場合に、消費者ホットライン(局番なしの188)において相談を受付。

ひきこもり地域支援センターと連携しつつ相談対応に当たるよう、地方公共団体消費者行政担当部局宛て事務連絡を发出

(平成30年4月18日)

○消費者庁ウェブサイトにおいて注意喚起

「ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルにご注意ください」と題したコーナーを設けて、

消費者向けの情報提供を実施

ひきこもり支援に関する関係府省横断会議 《文部科学省説明資料》

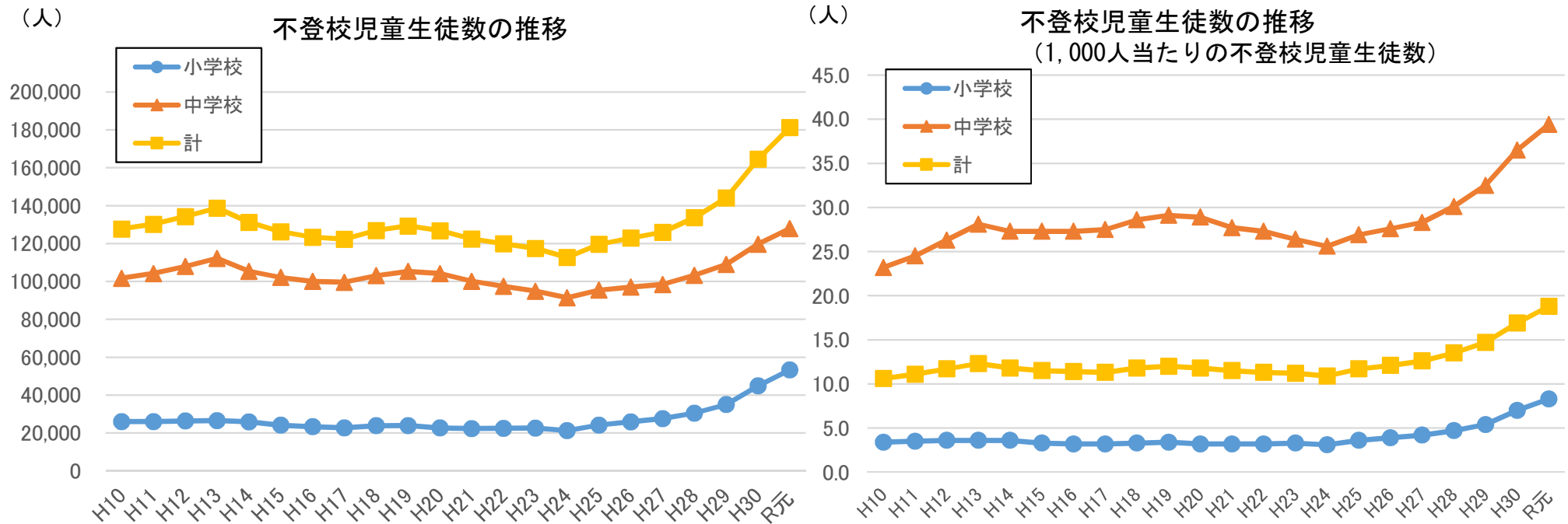
令和3年6月29日(火)



文部科学省

小・中学校における不登校の状況について

小・中学校における不登校児童生徒数は181,272人（前年度164,528人）であり、1,000人当たりの不登校児童生徒数は18.8人（前年度16.9人）。1,000人当たりの不登校児童生徒数は、平成10年度以降、最多となっている。



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
小学校	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350
	3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3
中学校	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922
	23.2	24.5	26.3	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4
計	127,692	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272
	10.6	11.1	11.7	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8

※平成10年度調査より不登校児童生徒として調査を行っている。

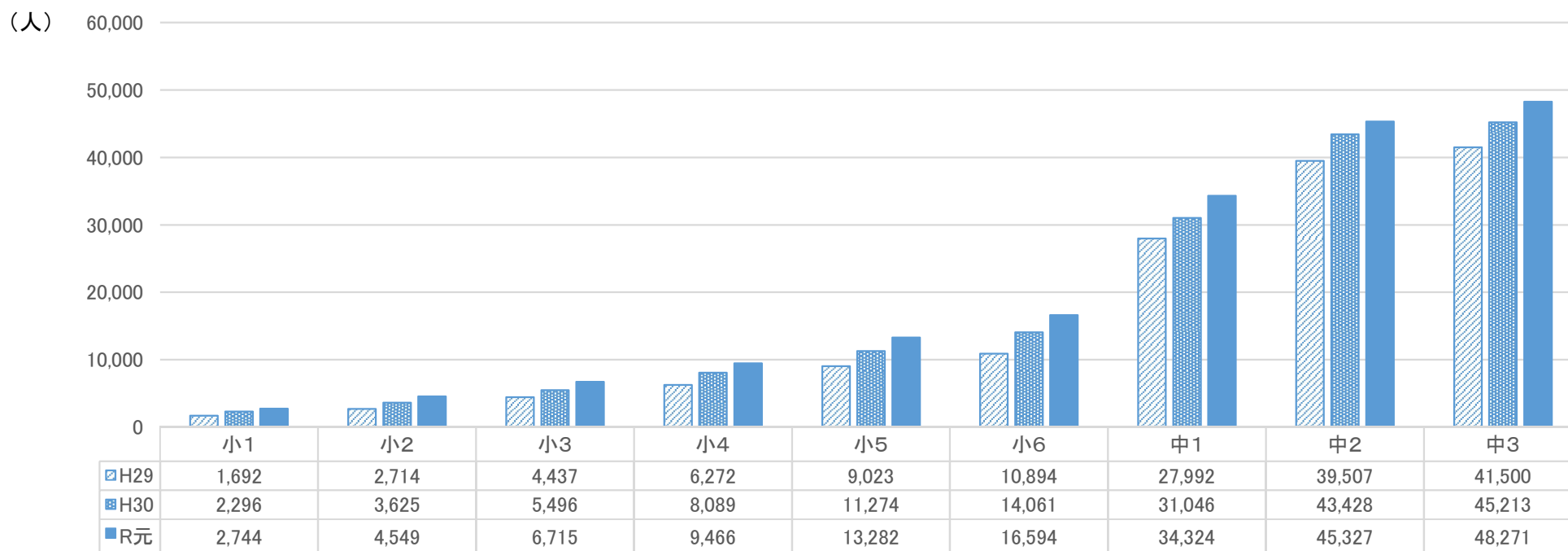
小・中学校における不登校の状況について

90日以上欠席した者は、不登校児童生徒数の55.6%を占め、依然として長期に及ぶ不登校児童生徒が多い。

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で 出席日数11以上の者		欠席日数90日以上で 出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で 出席日数0日の者		不登校 児童生徒数
小学校	30,718	57.6%	18,383	34.5%	2,648	5.0%	1,601	3.0%	53,350
中学校	49,697	38.8%	60,188	47.1%	12,280	9.6%	5,757	4.5%	127,922
合計	80,415	44.4%	78,571	43.3%	14,928	8.2%	7,358	4.1%	181,272

※ パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

学年別不登校児童生徒数



小・中学校における不登校の状況について

不登校の要因

【国公立】小・中学校

	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	非行	生活リズムの乱れ、あそび、無気力、不安	
小学校	53,350	233	5,430	1,297	2,301	175	32	596	1,139	1,939	8,898	921	5,488	21,927	2,974
		0.4%	10.2%	2.4%	4.3%	0.3%	0.1%	1.1%	2.1%	3.6%	16.7%	1.7%	10.3%	41.1%	5.6%
中学校	127,922	330	21,975	1,555	10,830	1,606	1,183	1,462	4,988	3,696	9,555	2,424	10,953	50,471	6,894
		0.3%	17.2%	1.2%	8.5%	1.3%	0.9%	1.1%	3.9%	2.9%	7.5%	1.9%	8.6%	39.5%	5.4%
合計	181,272	563	27,405	2,852	13,131	1,781	1,215	2,058	6,127	5,635	18,453	3,345	16,441	72,398	9,868
		0.3%	15.1%	1.6%	7.2%	1.0%	0.7%	1.1%	3.4%	3.1%	10.2%	1.8%	9.1%	39.9%	5.4%

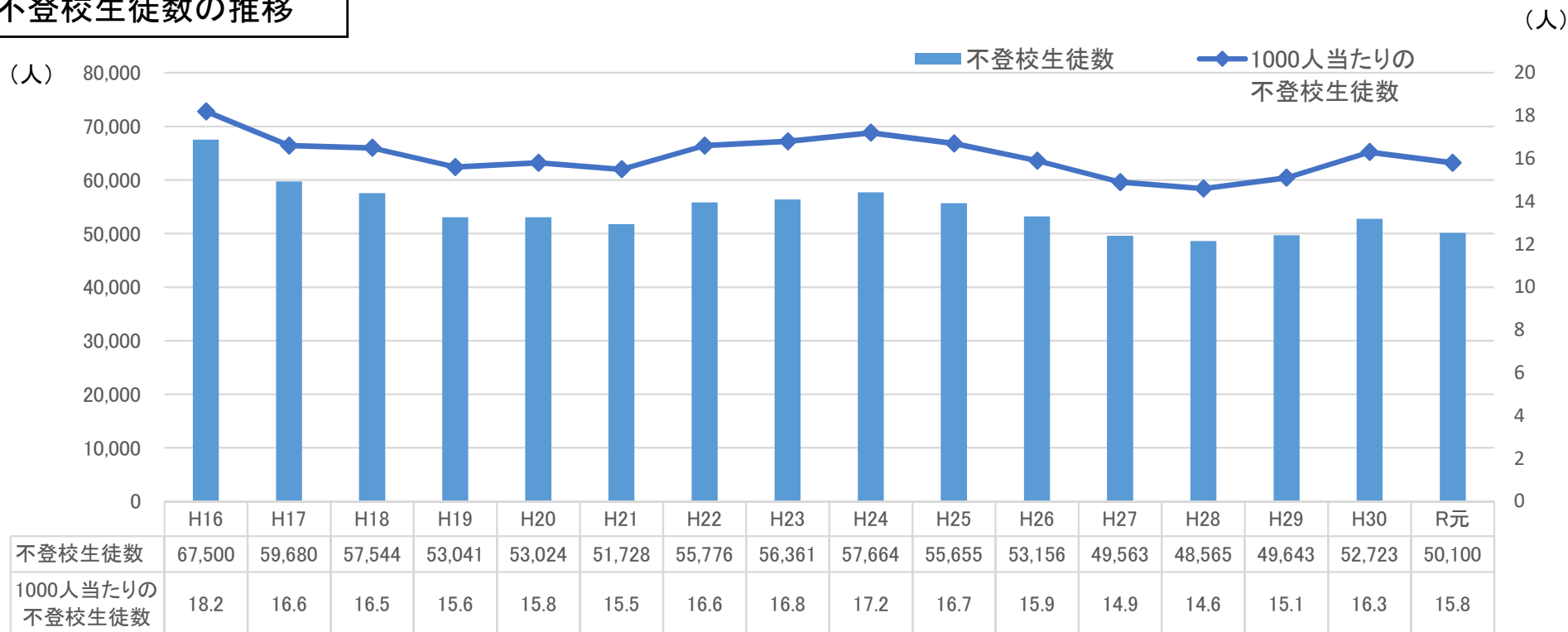
※1 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

※2 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

高等学校における不登校の状況について

高等学校における不登校生徒数は50,100人（前年度52,723人）であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、15.8人（前年度16.3人）である。

不登校生徒数の推移



90日以上欠席した者は、不登校生徒数の19.0%である。

区分	欠席日数30～89日の者	欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方	欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者	欠席日数90日以上で出席日数0日の者	不登校児童生徒数
国公立計	40,592 81.0%	7,685 15.3%	1,202 2.4%	621 1.2%	50,100

	国公立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	11,210	22.4%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,491	7.0%

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

I. 総則(第1条～第6条)

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針(第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策(第16条～第20条)

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等 | 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備 |
| 2 国民の理解の増進 | |
| 3 人材の確保等 | |
| 4 教材の提供その他の学習の支援 | |

VI. その他

- | | |
|--|--|
| 1 公布日から2月後に施行(IV.は、公布日から施行) | 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる |
| 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる | |

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・**個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること**

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、**日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること**

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を目指すもの**であり、かつ、**不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援**を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が**現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動**であり、かつ、**児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する**場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



不登校児童生徒への支援施策

○ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の充実に向け、教育支援センターの取組支援や、出席扱いの措置、教育課程の弾力化等に取り組んでいる。

・教育支援センター(適応指導教室)の設置の推進

不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター(適応指導教室)」の設置を推進
(令和元年度:1,527施設(H30:1,449施設))

・不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化(不登校特例校)

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成

【特区措置を平成17年7月6日付け初等中等教育局長通知により全国化】

・不登校児童生徒に対する支援推進事業

不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や学校以外の場における不登校児童生徒の支援を推進

【令和2年度より実施】

・教育相談体制の充実

不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制の強化に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置やSNS等を活用した相談体制の構築を推進

・指導要録上の出席扱いについての措置等

小・中・高等学校の不登校児童生徒が教育支援センター(適応指導教室)や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてICT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは指導要録上「出席扱い」にできる

【令和元年10月25日付け初等中等教育局長通知(義務教育)】

【平成21年3月12日付け初等中等教育局長通知(高等学校)】

また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度(いわゆる「学割」)を適用

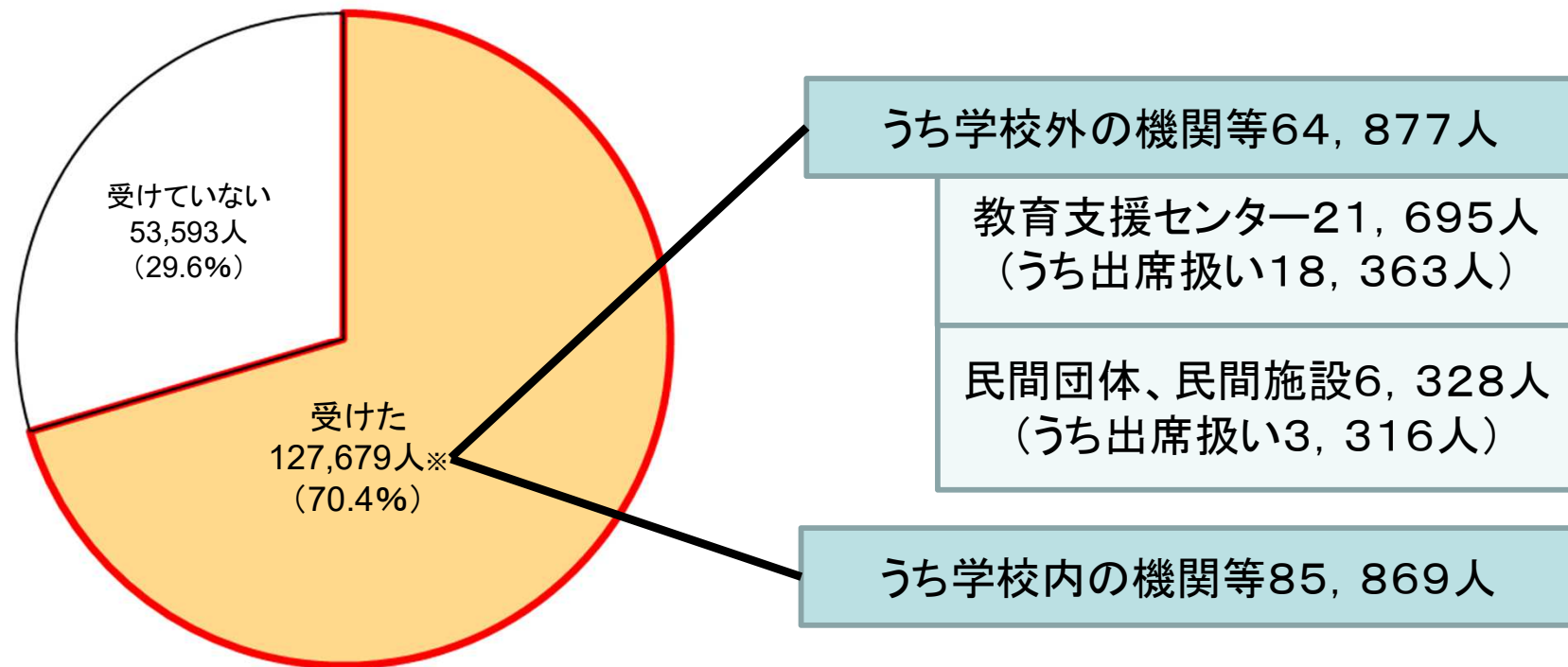
【平成5年3月19日付け初等中等教育局中学校課長通知(義務教育)】

【平成21年3月12日付け初等中等教育局長通知(高等学校)】

学校内外で相談・指導等を受けた不登校児童生徒について

学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約13万人（70.4%）である。

小・中学校の不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況



※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、それぞれの人数の合計とは一致しない

(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和元年度)

不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和3年度予算額 1.9億円
(前年度予算額 1.5億円)



文部科学省

- 【背景】
- 不登校児童生徒数は7年連続増加（令和元年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約18万1千人）
 - 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

事業概要

《不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備》

◆不登校児童生徒支援協議会等の設置

教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、フリースクール等の民間団体等の連携により、関係機関等が定期的に不登校児童生徒の支援の在り方について協議を行う、不登校児童生徒支援協議会等を設置。



◆関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置

不登校児童生徒への支援に関する窓口として、関係機関間の連絡調整、支援に関する学校への指導・助言等を実施するコーディネーター等を配置。

《学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進》

◆教職員研修会や保護者学習会等の実施

不登校児童生徒への多様で適切な支援を推進するため、フリースクール等の民間団体と連携するなどして、教職員向けの研修会や不登校児童生徒を抱える保護者向け学習会等を実施。

◆教育支援センターにおける相談・支援体制の強化

✓アウトリーチ型支援等の実施

教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、家庭訪問等を通じての相談、学習支援等を行う支援員や、不登校児童生徒のアセスメント、学習指導、保護者や学校の教職員へのコンサルテーション等を行う人材を配置し、広域的な支援体制を整備。

✓教育支援センター等を中核とした支援ネットワークの整備

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 (関連施策)

■スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業
令和3年度予算額(案) 72.2億円

1. 事業内容
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県・指定都市（SSWのみ中核市も対象、市区町村は間接補助）
3. 補助率 1/3

外部人材の配置 (関連施策)

■学力向上を目的とした学校教育活動支援
令和3年度予算額(案) 39.3億円の内数

1. 事業内容
いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多彩な人材が学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県・指定都市（市区町村は間接補助）
3. 補助率 1/3

不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校への支援 (関連施策)

■教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費）
令和3年度予算額(案) 18億円の内数

1. 事業内容
私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の多様な人材の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県
3. 補助率 1/2

実施主体
都道府県
政令指定都市

補助割合
国 1/3
都道府県・政令指定都市 2/3

補助対象経費
謝金、旅費、報酬、期末手当、交通費等



農福連携の推進について

令和3年6月



1. 農福連携の背景と取組状況

(1) 農福連携とは

- 農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組。
- 農林水産省では、厚生労働省等と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉(障害者等)における課題」、双方の課題解決と利益(メリット)があるWin-Winの取組である農福連携を推進。

「農」と福祉の連携(=農福連携)

【農業・農村の課題】

- ・農業労働力の確保
※毎年、新規就農者の2倍の農業従事者が減少
- ・荒廃農地の解消 等
※再生利用が可能な荒廃農地は全国約9万ha

【福祉(障害者等)の課題】

- ・障害者等の就労先の確保
※障害者約965万人のうち雇用施策対象となるのは約377万人、うち雇用(就労)しているのは約100万人
- ・工賃の引き上げ 等

障害者等が持てる能力を発揮し、それぞれの特性を活かした農業生産活動に参画

【農業・農村のメリット】

- ・農業労働力の確保
- ・農地の維持・拡大
- ・荒廃農地の防止
- ・地域コミュニティの維持 等

【福祉(障害者等)のメリット】

- ・障害者等の雇用の場の確保
- ・賃金(工賃)向上
- ・生きがい、リハビリ
- ・一般就労のための訓練 等



目指す方向

1 農業生産における障害者等の活躍の場の拡大

障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大。



2 農産物等の付加価値の向上

障害の特性に応じた分業体制や、丁寧な作業等の特長を活かした良質な農産物の生産とブランド化の推進。



3 農業を通じた障害者の自立支援

障害者の農業への取組による社会参加意識の向上と工賃(賃金)の上昇を通じた障害者の自立を支援。



(2) 農福連携の類型と取組事例

- 農福連携は、農業経営体による障害者の雇用、障害者就労施設による農業参入や作業請負など、近年、様々な形で取組が見られている。
- 自らの経営の中で、生産行程や作業体系の見直しを行い、生産の拡大など農業経営の発展につながっている事例も。

農業経営体が障害者を雇用 京丸園(株) (静岡県)

- 平成8年から毎年1名以上の障害者を新規雇用。従業員100名中、障害者は25名。
- 障害者視点で農作業の体制を整備。作業効率化が進み、経営規模と生産量が拡大。
- 障害者雇用数に比例し売上増加(6.2倍に拡大(H9→H30))。



器具を工夫した定植作業



個人の目標を定め作業を実施

障害者就労施設が農業参入 (株)九神ファームめむろ (北海道)

- 地域における障害者活躍の場として設立。平成25年度から障害者約20名が、野菜生産や一次加工を実施。
- 利用者から支援スタッフへキャリアアップ実現。
- 平均賃金は北海道平均の約1.6倍と高水準(H30)。



野菜の加工処理



地域食材をレストランで提供

J Aが核となるマッチング J A松本ハイランド (長野県)

- 障害者就労施設による農作業請負のマッチングを、J Aが核となって実施。
- 農家32戸が受け入れ、障害者就労施設11事業所の延べ1,161人が375回の農作業に従事(R元年度)。



作業内容の説明

企業が障害者雇用と農業参入 ハートランド(株) (大阪府)

- コクヨ(株)が子会社で障害者7名を雇用し、葉菜類を栽培。
- 特性を的確に見極めることで播種等で作業効率を向上。
- 障害者就労施設からも年間延べ約6千人の障害者を受け入れ。



サラダほうれん草を栽培

2. 農福連携の推進に向けた取組

(1) 農福連携の推進に向けて

- 農福連携が持続的に実施されるには、農業経営が経済活動として発展していくことが重要。
- 農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていかない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していくため、農福連携等推進会議において、農福連携等推進ビジョンを策定。

現場等における課題

知らない

- 農福連携という取組自体がよく知られていない、そのメリットが十分浸透していない。

踏み出せない

- 農業サイドと福祉サイドの双方ともお互いに理解を深める必要。
- 農福連携を通じた農業経営の発展や人材育成に手間や費用がかかるのではないかと（コストへの対応）。

広がらない

- 農福連携の取組を全国的に広く展開していく必要性。
- 経済界、消費者等も巻き込んだ社会全体への広がりが見えていない。

<農福連携等推進ビジョンの構成>

1 認知度の向上

- ・ 定量的データの解析によるメリットの客観的な提示
- ・ 農福連携で生産された商品の消費者向けPR活動
- ・ 優良事例を取りまとめ各地の様々な取組内容を情報発信

2 取組の促進

- ・ ワンストップで相談できる窓口体制の整備
- ・ ニーズをつなぐマッチングの仕組みの構築
- ・ 働きやすい環境整備と専門人材育成
- ・ 農福連携の特色を生かした6次産業化等、経営発展をめざす取組の推進

3 取組の輪の拡大

- ・ コンソーシアムの設置等、国民運動を展開するための基盤の形成
- ・ 関係団体等での横展開の推進



関係省庁から構成される
農福連携等推進会議

(2) 農福連携等推進ビジョンの策定(概要)

令和元年6月4日「第2回農福連携等推進会議」において決定

I 農福連携等の推進に向けて

農福連携は、農業と福祉が連携し、**障害者の農業分野での活躍**を通じて、**農業経営の発展**とともに、**障害者の自信や生きがい**を創出し、**社会参画を実現**する取組
年々高齢化している農業現場での**貴重な働き手**となることや、**障害者の生活の質の向上**等が期待

農福連携は、**様々な目的の下で取組が展開**されており、これらが**多様な効果を発揮**されることが求められるところ

持続的に実施されるには、**農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展**していくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを期待

農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」といった課題に対し、**官民挙げて取組を推進**していく必要

また、**ユニバーサルな取組**として、高齢者、生活困窮者等の**就労・社会参画支援**や**犯罪・非行をした者の立ち直り支援**等、様々な分野にウイングを広げ、**地域共生社会の実現**を図ることが重要（SDGsにも通じるもの）

農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化

II 農福連携を推進するためのアクション

目標：農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出*

1 認知度の向上

- ・**定量的なデータ**を収集・解析し、農福連携の**メリット**を客観的に提示
- ・優良事例をとりまとめ、各地の様々な取組内容を**分かりやすく情報発信**
- ・**農福連携で生産された商品**の消費者向けキャンペーン等の**PR活動**
- ・農福連携マルシェなど**東京オリンピック・パラリンピック**等に合わせた**戦略的プロモーション**の実施

2 取組の促進

- **農福連携に取り組む機会の拡大**
 - ・ワンストップで相談できる窓口体制の整備
 - ・**スタートアップマニュアル**の作成
 - ・試験的に農作業委託等を短期間行う「**お試しノウフク**」の仕組みの構築
 - ・**特別支援学校**における農業実習の充実
 - ・農業分野における**公的職業訓練**の推進

○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

- ・農業経営体と障害者就労施設等の**ニーズをマッチング**する仕組み等の構築
- ・**コーディネーター**の育成・普及
- ・**ハローワーク**等関係者における**連携強化**を通じた、**農業分野での障害者雇用の推進**

○ 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

- ・農業法人等への**障害者の就職・研修等の推進**と、障害者を新たに雇用して行う**実践的な研修の推進**
- ・障害者の**作業をサポートする機械器具、スマート農業**の技術等の活用
- ・全国共通の枠組みとして**農業版ジョブコーチ**の仕組みの構築
- ・農林水産研修所等による**農業版ジョブコーチ等の育成**の推進
- ・農業大学校や農業高校等において**農福連携を学ぶ取組**の推進
- ・障害者就労施設等における**工賃・賃金向上の支援の強化**

○ 農福連携に取り組む経営の発展

- ・**農福連携を行う農業経営体等の収益力強化等の経営発展を目指す取組**の推進
- ・**農福連携の特色を生かした6次産業化の推進** ・**障害者就労施設等への経営指導**
- ・**農福連携でのGAPの実施**の推進

3 取組の輪の拡大

- ・各界関係者が参加する**コンソーシアム**の設置、優良事例の表彰・横展開
- ・**障害者優先調達推進法の推進**とともに、**関係団体等による農福連携の横展開**等の推進への期待

III 農福連携の広がりの推進

「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、**地域共生社会の実現**へ

1 「農」の広がりへの支援

林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進、林・水産業等向け**障害者就労のモデル事業**の創設

2 「福」の広がりへの支援

高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の**就労・社会参画の機会**の確保や、**犯罪や非行をした者の立ち直し**に向けた取組の推進

* 令和6（2024）年度までの目標

(3) 農福連携等応援コンソーシアムの設立

- 国、地方公共団体、関係団体等はもとより、経済界や消費者、更には学識経験者等の様々な関係者を巻き込んだ国民的運動として農福連携等を展開していくため、令和2年3月、各界の関係者が参加し、農福連携等を応援するコンソーシアムを設立。

農福連携等応援コンソーシアムの構成

コンソーシアムの活動内容

農林水産業団体

- ・全国農業協同組合中央会
- ・全国農業協同組合連合会 等

福祉団体

- ・全国社会就労センター協議会
- ・日本知的障害者福祉協会 等

- (1) 「ノウフク・アワード」選定による優良事例の表彰・横展開
- (2) 農福連携等を普及・啓発するためのイベントの開催
- (3) 農福連携等に関係する主体の連携・交流の促進
- (4) 農福連携等に関する情報提供 等

経済団体

- ・日本経済団体連合会
- ・日本商工会議所 等

国民的運動として農福連携を進めるための機運を高める仕掛け

約120の団体・企業が参画

その他の団体

- ・更正事業団
- ・全国特別支援教育推進連盟 等

民間企業 (賛助会員)

有識者

関係省庁

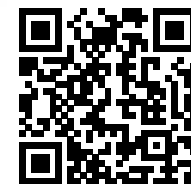
- ・法務省 ・文部科学省
- ・厚生労働省 ・農林水産省

地方自治体

- ・農福連携全国都道府県ネットワーク
- ・全国市長会 ・全国町村会 等



みんなで耕そう！ 人・地域・未来の豊かな循環



ノウフク・アワード2020表彰式をオンライン配信中！
https://www.youtube.com/watch?v=72rb_LPyoiA



(4) ノウフク・アワードの開催について

「ノウフク・アワード2020」優秀賞表彰16団体

詳しい取組概要は
こちら「QRコード」



No.11 鳥取県 米子市

株式会社シルクファーム

- ・大規模なスマート農業システムを導入し就労環境等を整備
- ・ノウフクスーパーを活用するなど販売就労の機会を創出

No.04 新潟県 長岡市

認定・特定非営利活動法人UNE

- ・様々な取組を展開し中山間地域の維持・発展に貢献
- ・どぶろくなど付加価値のある商品づくりを推進

No.12 鳥根県 出雲市

社会福祉法人喜和会 障害者支援施設太陽の里

- ・農地の集約等により規模を拡大し産地の維持発展に貢献
- ・「せわやき隊」と称し農業以外においても地域に貢献

No.05 福井県 あわら市

特定非営利活動法人ピアファーム

- ・アジアGAPを取得し海外へも販路を拡大
- ・6次産業化、観光化に事業を拡大し地域活性化に貢献

No.13 香川県 高松市

審査員特別賞

特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会

- ・協議会が共同受注窓口となりマッチングさせる代表的な事例

No.14 長崎県 雲仙市

審査員特別賞

社会福祉法人南高愛隣会

- ・多様な者を受け入れ障害者等の社会参画の実現に貢献
- ・「生き甲斐」をキーワードとした双方向性の関係を構築

No.15 大分県 大分市

審査員特別賞

全国農業協同組合連合会大分県本部

- ・JAが共同受注窓口となりマッチングさせる代表的な事例
- ・子ども支援ネットとも連携し生活困窮者等を積極的に支援

No.16 鹿児島県 南大隅町

グランプリ

社会福祉法人白鳩会 花の木農場

- ・「来るもの拒まず」で多様な者を受け入れ就労の場を提供
- ・大規模な農地で広域に事業を展開し様々な雇用機会を創出

No.08 京都府 京都市

審査員特別賞

特定非営利活動法人HEROES

- ・地ビールの原料生産から醸造・販売まで一体的に実施
- ・高付加価値商品の開発等により工賃向上を実現

No.09 京都府 京田辺市

社会福祉法人 さんさん山城

- ・地域特産・地産地消・6次産業・地域活性化の取組を推進
- ・ノウフクJASと京野菜の普及啓発、地産地消に貢献

No.10 奈良県 奈良市

審査員特別賞

社会福祉法人青葉仁会 あおはにファーム

- ・中山間地域農業の維持・発展に貢献
- ・マルシェカフェなど多様な場所を提供し地域活性化に貢献

No.01 宮城県 松島町

一般社団法人松島のかぜ

- ・東日本大震災の復興と地域活性化に貢献
- ・農業（米、野菜）水産業（牡蠣養殖）の複合的な取組

No.02 福島県 泉崎村

社会福祉法人こころん

- ・多様な活動により地域農畜産業の維持・発展に貢献
- ・畜産、青果物のJ-GAPを取得し安心安全な食材を提供

No.03 埼玉県 熊谷市

埼玉福興株式会社

- ・ソーシャルファームを理念に誰もが働ける仕組みを構築
- ・障害者施設同士、企業や地域農家等との連携

No.06 長野県 松本市

審査員特別賞

松本ハイランド農業協同組合

- ・JAが共同受注窓口となりマッチングさせる代表的な事例
- ・県内JAの先駆的な取組となり農福連携の推進に貢献

No.07 長野県 松川町

審査員特別賞

株式会社ウィズファーム

- ・ノウフクJAS第1号認証者として積極的に販路拡大を推進
- ・高齢化等による耕作放棄地の発生の抑制に貢献



3. 農福連携とひきこもり支援について

触法障害者やニートなど多様な人材が共同作業
〔埼玉福興 株式会社〕
(埼玉県熊谷市)

取組の内容

- ◆ 埼玉県熊谷市にある埼玉福興株式会社は、社会福祉法人をルーツとして、平成8年に設立された農業法人。
その後、同社は、NPO法人Group Farm及び 就労継続支援B型事業所「オリーブファーム」などを設立。現在は、知的障害者を中心とする施設利用者32名が、オリーブの栽培などに通年で取り組む。
- ◆ グループホームを設立するとともに、触法障害者、ニートやひきこもりだった方など、社会的に支援を必要とする立場にある方を積極的に受け入れており、このような人々が、農業分野で収益を上げることによって共同生活する「ソーシャルファーム」の実現を目指している。

タマネギの移植



収穫したオリーブ



抽出したオリーブオイル



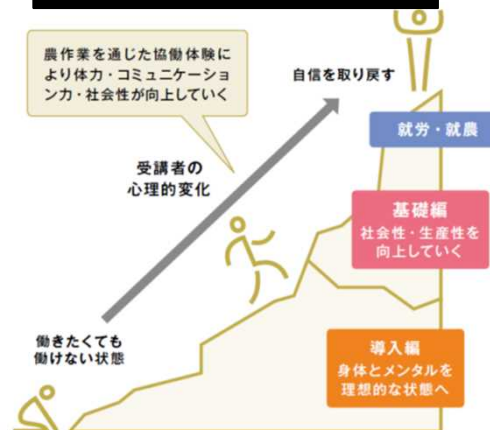
手作業でオリーブを生産し、平成28年には、国際オリーブコンテストで金賞を受賞、品質が高く評価

行政とNPO法人が連携して
働きづらさを抱えた方の就農を支援
〔NPO法人 農スクール〕 (神奈川県藤沢市)

取組の内容

- ◆ ひきこもり者等の自立支援が急務となっている藤沢市とひきこもり者の就農支援に実績のあるNPO法人農スクールが連携し、就農支援に取り組む体制を構築。
- ◆ 体制の構築に当たっては、農スクールで策定している就農に向けたプログラム（導入編、基礎編）を提供。このプログラムは、参加者の生活リズムを整えるところから、徐々に本格的な内容に移行するものとなっている。
- ◆ プログラムの受講中は、就労支援機関と連携しながら、参加者の状況や農業への適性の評価を行い、継続的にプログラムに参加できるようサポートを行っており、令和2年度は5名が就農している。

プログラムのイメージ



作業の様子



ひきこもり支援に資する 経済産業省の取組について

令和3年6月29日

経済産業省

1. 「未来の教室」実証事業より事例紹介
2. オンラインを活用した学び直し支援

1. 「未来の教室」実証事業より事例紹介 ・デジタルハーツ社

デジタルハーツ×ハッシャダイソーシャル（明蓬館高校、鹿島朝日高校）

- 通信制高校の生徒を対象に、正義のハッカーになるための教育を実施。
- 能力の凹凸、偏りが大きく、「平均点主義・減点主義」「集団生活」の中では埋もれがちな才能を発掘し、自分の好きなこと・得意なことで突き抜けて活躍するロールモデルを作る。

- ✓ デジタルハーツが実施している、ゲーマー人材をサイバーセキュリティ人材に育成する研修を、高校生以下に提供。



サイバーセキュリティ
研修（社会人向け）



HASSYADAI
SOCIAL

中学・高校生向けの
キャリア教育



エシカルハッカー育成講座

ゲーム好き集まれ！0から始める
正義のハッカーへの道

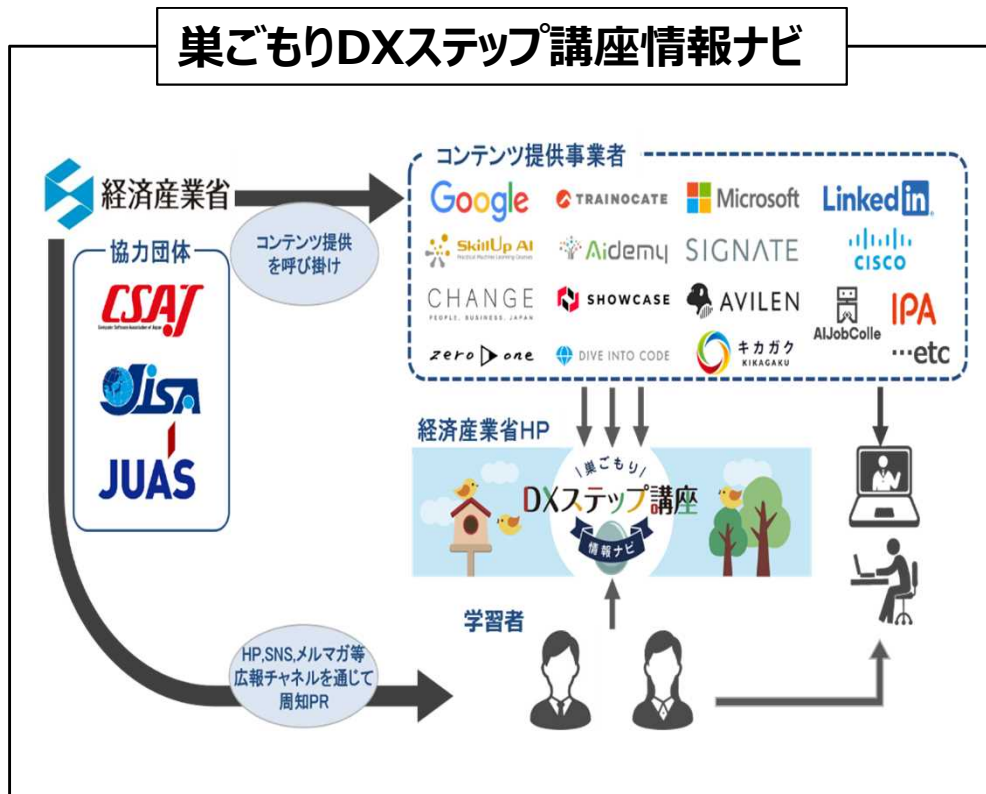
- 全3回、オンライン講義（90-120分）
Day1「エシカルハッカーを知る」
Day2「エシカルハッカーに学ぶ」
Day3「エシカルハッカーを体験する」
- 講義の合間では、サイバーセキュリティに関する時事のリサーチや、実技課題などを課し、自発的な学びを引き出す。
- 実務に近い体験をさせて、好奇心を原動力に、就労を意識した学びの必要性を実感させる。
- 参加者への専門家インタビューによる効果分析等も実施。

2. オンラインを活用した学び直し支援

- ・巣ごもりDXステップ講座情報ナビ**
- ・第四次産業革命スキル習得講座認定制度**

オンラインを活用した学び直し支援について

- これまでデジタルスキルを学ぶ機会が無かった人にも、新たな学習を始めるきっかけを得て頂けるよう、誰でも、無料で、デジタルスキルを学べるオンライン講座を、経済産業省HPで紹介する「巣ごもりDXステップ講座情報ナビ」を構築。現在89講座を登録。
- また、IT・データなどの成長分野における学び直しの促進に向けては、優れた講座を経済産業大臣が認定する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」において、現在106講座を認定。いつでも、どこでも、学び直しができるよう、全ての授業をeラーニングで行う講座も認定対象。



第四次産業革命スキル習得講座認定制度

<認定対象分野>

- ① IT分野
⇒ AI、IoT、クラウド、データサイエンス 等
【将来成長が見込める新技術・システムの習得】
⇒ 高度なセキュリティ 等
【必須スキルの習得】
- ② IT活用分野（今後、拡大の予定）
⇒ 自動車分野のモデルベース開発 等
【ITによる高度化対応】

<講座の特徴>

- 実習、実技、発表等が含まれる実践的な講座がカリキュラムの半分以上
- 審査、試験等により訓練成果を評価

